

第1章 業務統計分析

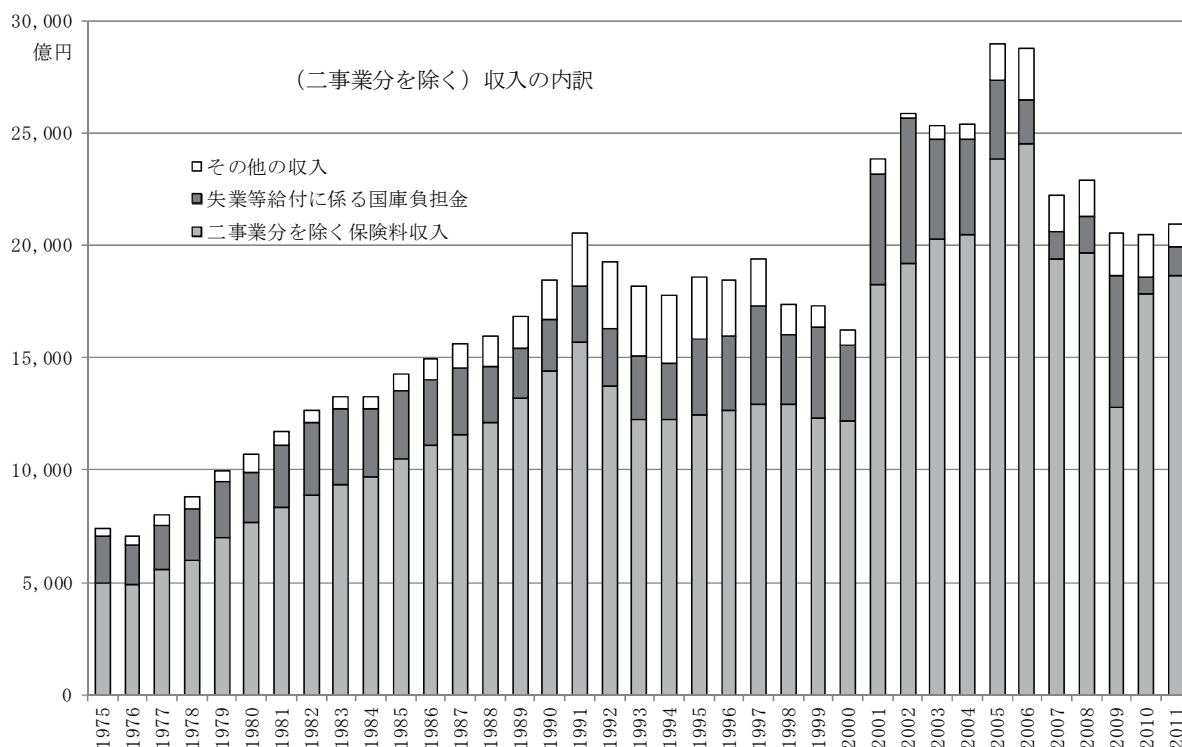
雇用保険の2011年度における二事業分を除く収入は2兆919億円、支出は1兆7,946億円であった。収支残の2,973億円が積立金に積み増され、積立金はこれを含めると5兆8,719億円となった。

1 収入の動き

この二事業分を除く収入は、二事業分を除く保険料収入1兆8,658億円、失業等給付に係る国庫負担1,281億円、その他980億円から成る。その他は、預託金利子収入などである¹。

この二事業分を除く収入の推移を、その内訳とともに現行制度発足の1975年度からみると、図1-1のとおりである。

【図1-1】二事業分を除く収入の推移



収入の多くは二事業分を除く保険料収入である。これは年度によって、例えば2001年度や2009年度のように大きく変動する。2001年度は前年度の1兆2,164億円から1兆8,251億円に増加し、2009年度は前年度の1兆9,664億円から1兆2,790億円に減少した。保険料収入は、

¹2011年10月に始まった就職支援法事業に係る国庫負担の額は、ここでは、その他収入に含めている。

第1章

事業主が年間に納付する保険料の総額である。事業主が納付する保険料は、基本的には、年間に労働者に支払った賃金の総額に雇用保険率（雇用保険の料率）を乗じた額である。

（雇用保険率）

この雇用保険率は、現在、次のように定められている。事業の種類別に定められているが、一般の事業のウェイトが大きいので、以下、一般の事業に適用される料率で考える。二事業分の料率とは、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てる分である。現在、1000分の3.5とされる。

（平成24年4月1日改正）

事業の種類	雇用保険率	うち 二事業分を除く料率	うち 二事業分の料率
一般の事業（下記以外の事業）	1000分の13.5	1000分の10	1000分の3.5
農林水産 ^{注1} 、清酒製造の事業 ^{注1}	1000分の15.5	1000分の12	1000分の3.5
建設の事業 ^{注2}	1000分の16.5	1000分の12	1000分の4.5

注1 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業、動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業及び清酒の製造の事業（牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業など、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業は除く）

注2 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

（二事業分を除く保険料収入）

二事業分を除く保険料収入は、各事業の高年齢者分を除く賃金総額²に雇用保険率を乗じて得た額の総額から、二事業率を乗じて得た額を除き、印紙保険料の総額を加えたものである。二事業率とは、二事業分の料率を雇用保険率で除して得た率のことである。印紙保険料は日雇労働被保険者に係るもので、その総額は、現在は4億円程度の水準でしかない。二事業分を除く保険料収入は、二事業分を除く料率に対応するものと考えことにする。

（雇用保険率の改定と保険料収入）

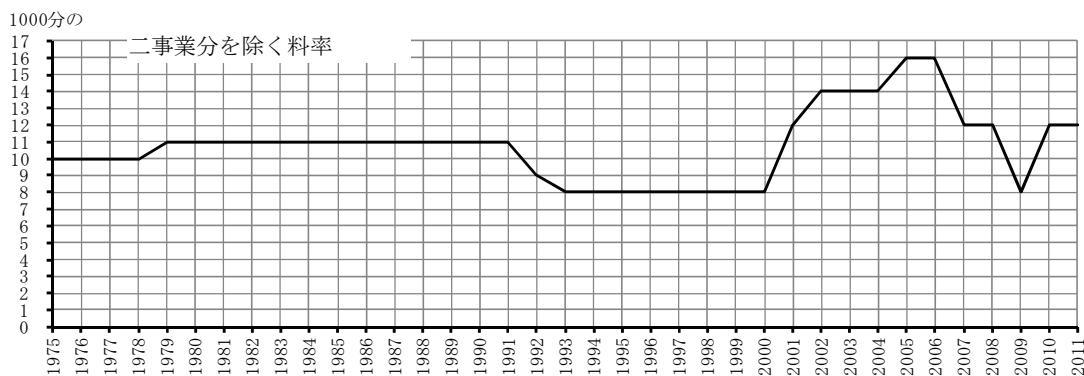
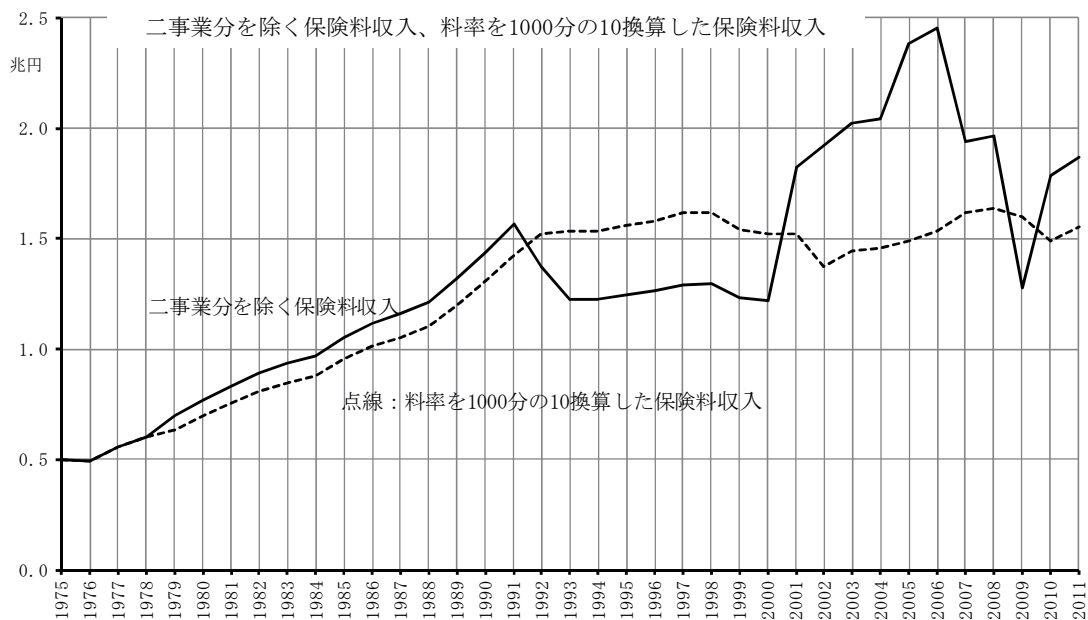
保険料収入は、雇用保険率の改定があれば大きく左右されると考えられる。雇用保険率は、過去、何度も改定されている。先に2001年度と2009年度の急増、急減について言及したが、両年度とも、料率改定のあった年である。

そこで、二事業分を除く保険料収入と、一般の事業に適用される二事業分を除く料率の推移を併せてみたものが図1-2である。両者には密接な相関があることがわかる。例えば、保険料収入は1992年度と1993年度に減少しているが、この2か年で二事業分を除く料率が1000分の11から1000分の8まで引き下げられている。また、2001年度から2006年度にかけて増加しているが、二事業分を除く料率は2001年度、2002年度、2005年度と引き上げられ、1000分の16となった。そして、2007年度と2009年度に減少を示すが、二事業分を除く料率はそれぞれ1000

²4月1日時点で64歳以上の労働者で、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者ではない労働者に支払う賃金の総額（高年齢者賃金総額）は除かれる。

分の12、1000分の8に引き下げられている。二事業分を除く料率は、2010年度と2011年度は1000分の12であったが、2012年度に1000分の10とされたところである。

【図1-2】二事業分を除く保険料収入と保険料率の推移



注 2002年度の1000分の14は10月以降に適用

(保険料収入は料率の改定がなければ滑らかに推移)

この1-2図には、二事業分を除く料率を1000分の10とした場合の推計保険料収入額³も点線で示した。料率の改定がなければ、比較的滑らかに推移することがわかる。1993年度以降、

³ここでいう1000分の10とした場合の保険料収入とは、二事業分を除く保険料収入に、1000分の10と当該年度において一般の事業に適用される二事業分を除く料率の比率を乗じて得た値で、推計値である。次の点に留意しなければならない。まず、二事業分を除く料率が、一般の事業に適用されるものと異なる事業（農林水産、清酒製造の事業、建設の事業）があるにもかかわらず、一律に行っている点である。また、事業主の納付する年間の保険料は、前年度に納付した保険料と前年度の確定保険料の額の差額が調整される（確定保険料の額が上回る場合は追加納付、不足する場合は当該年度の納付額に充当（又は還付））から、全額が当該年度の料率で計算されるわけではないのに、当該年度の料率で計算している点である。

第1章

それまでの上昇トレンドから水平に近い動きになっているが、これは、後に述べるように、一般被保険者数がやはり1993年度以降、増加トレンドが緩くなったことと符合する。

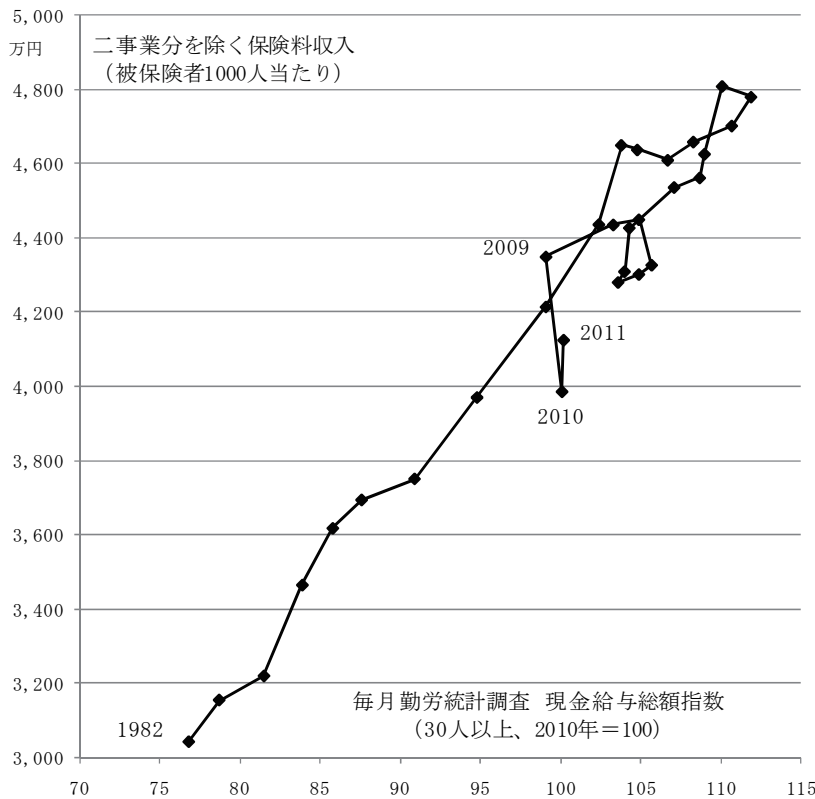
（保険料収入の変動要素）

保険料収入は、基本的には、各事業の労働者の賃金の総額に料率を乗じて得た額の合計であるから、保険料収入は料率に加え、労働者数（雇用保険の場合は被保険者数）と労働者一人当たり賃金の動きに左右されることになる。

（被保険者1000人当たりの保険料収入）

そこで、料率1000分の10に換算した保険料収入をさらに被保険者数⁴で除することで、被保険者1000人当たりの保険料収入を得れば、その額は、一人当たり賃金の動きに連動するはずである。実際、毎月勤労統計調査による一人当たり賃金と比較すると図1-3のとおりで、一人当たり賃金が増加すれば、被保険者千人当たりの保険料収入も増加するというように、おおむね連動していることがわかる⁵。

【図1-3】被保険者1000人当たり保険料収入（料率1000分の10換算）と現金給与総額



⁴一般被保険者数、短期雇用特例被保険者数及び日雇労働被保険者数の合計

⁵ちなみに、賃金が1%増加したときの被保険者千人当たり保険料収入の増加率である弾性値を計算すると、1.17である。

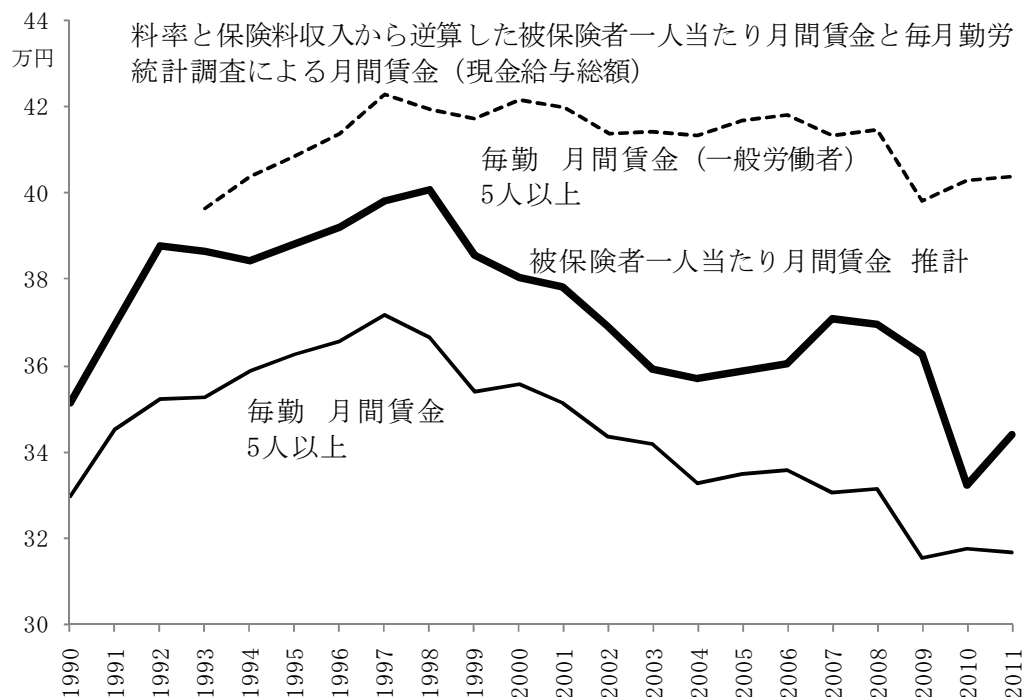
（被保険者一人当たり賃金の推計）

また、二事業分を除く保険料収入と二事業分を除く料率を使って、被保険者一人当たり賃金に相当する額を以下の算式で推計できる⁶。

$$\text{二事業分を除く保険料収入} \div \text{二事業分を除く料率} \div \text{被保険者数}$$

図 1-4 は、こうして求めた被保険者一人当たり賃金の推計額と毎月勤労統計調査による一人当たり賃金を比較してみたものである。被保険者の方が一貫して高い。これは毎月勤労統計調査の調査対象である「常用労働者」の範囲が、雇用保険の被保険者の範囲よりも広く⁷、例えば、所定労働時間が週 20 時間未満の労働者は被保険者とはならないが、毎月勤労統計調査の常用労働者には該当する場合があるためと思われる。図には、毎月勤労統計調査による一般労働者（フルタイム）の賃金も併せて掲げた。被保険者の推計賃金は、一般労働者の賃金に比べれば低い。被保険者には、所定労働時間が週 20 時間以上である短時間労働者も含まれるためと思われる。一般労働者の賃金との格差は、1990 年代の終わりのころから 2000 年代前半にかけて広がってきている。後述するが、短時間被保険者数の増加が 2000 年代に入って顕著になったことと符合する動きである。

【図 1-4】被保険者の推計賃金



（補足）雇用保険率の弾力条項による改定

雇用保険率の改定には、法定料率の改定といわゆる弾力条項による改定とがある。法定料率は、労働保険の保

⁶分母の被保険者数は、脚注 4 と同じ。

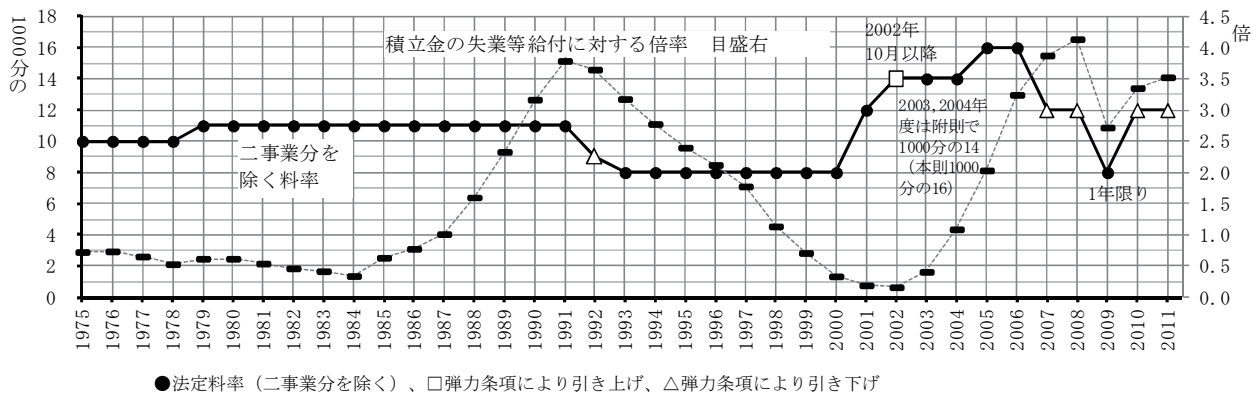
⁷ただし、毎月勤労統計調査は、産業の範囲が農林水産業を調査の対象外とする点、事業所の範囲が事業所規模 5 人未満を調査の対象外とする点では、雇用保険よりも範囲が狭い。

第1章

保険料の徴収等に関する法律の第12条4項に定められている率で、一般の事業の場合、現在、1000分の17.5である。次の第12条第5項に、厚生労働大臣は、毎年度末の積立金の額が、当該年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を1000分の13.5から1000分の21.5（一般の事業の場合）の範囲内において変更することができる旨規定されている。積立金が年間の失業等給付額等の何倍か、言い換えると、何年分あるかによって、法定料率をプラスマイナス1000分の4（2006年度までは1000分の2）の範囲内で変更できる。これを弾力条項による改定という。弾力条項による改定は、二事業分の料率は変更しない。二事業分を除く料率が1000分の10から1000分の18（一般の事業の場合）の範囲で変わり得ることになる。積立金の倍率を算出する際の分母の失業等給付額等は、失業等給付の額に2011年10月に始まった就職支援法事業に係る支出額も含め、「失業等給付額等」と総称されるものである。

下図は、積立金の失業等給付額に対する倍率と二事業分を除く料率の推移を併せてみたものである。この分母の失業等給付額は、2011年10月に始まった就職支援法事業に係る支出は含めていない。年度末の積立金の失業等給付額に対する倍率が判明するのは夏である。弾力条項による改定を行うとしても、早くてその次の年度ということになる。

積立金の失業等給付額に対する倍率（以下「積立金の倍率」という。）は1989年度に初めて2倍を超え、1991年度まで上昇を続けた。1992年度に弾力条項に基づく引き下げがあり、1993年度には法定料率（二事業分を除く）が1000分の8とされた。積立金の倍率は1992年度から低下し始め、1999年度には1を切る事態となった。2001年度は弾力条項ではなく、法定料率が1000分の12まで引き上げられ、翌2002年度（10月以降）は弾力条項適用で1000分の14とされた。2003年度からは法定料率がさらに引き上げられ1000分の16（ただし2003年度と2004年度は附則で1000分の14とされた）となった。積立金の倍率は2002年度を底に再び上昇し始め2005年度に2を上回るところとなり、2007年度には弾力条項適用で1000分の12に引き下げられた。2009年度は1年限りの措置で1000分の8とされた。



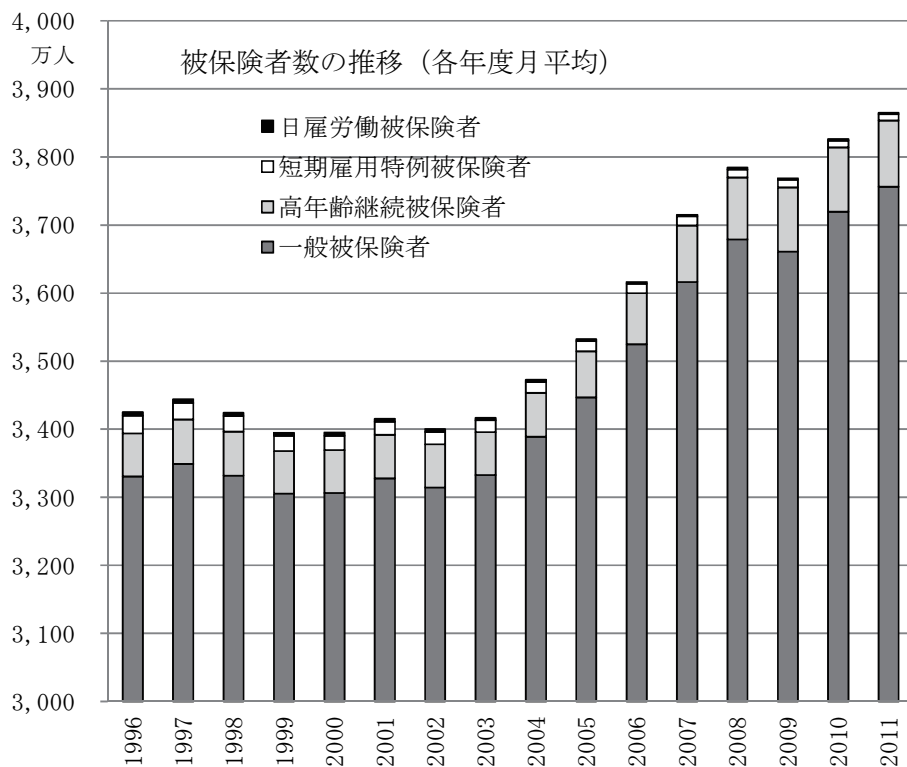
2 一般被保険者数の動き

ここで、料率、賃金、被保険者数という保険料収入の変動要因のうち被保険者数について、項を改めてみることにする。

（被保険者の種類別にみた増減状況）

雇用保険の被保険者は、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者から成る。それぞれの人数は2011年度の月平均で、一般被保険者3,756万人、高年齢継続被保険者97万人、短期雇用特例被保険者9.4万人、日雇労働被保険者2.0万人である。過去の推移は図1-5のとおりである。

【図1-5】被保険者数の推移



ここ10年間でみると、

一般被保険者数の増	2001年度3,328万人から2011年度は3,756万人に
高年齢継続被保険者数の増	同64万人から97万人に
短期雇用特例被保険者の減	同19.6万人から9.4万人に
日雇労働被保険者の減	同4.3万人から2.0万人に

となっている。

一般被保険者はこの10年間でおよそ400万人増えた⁸。動きをより長期にわたってみると、

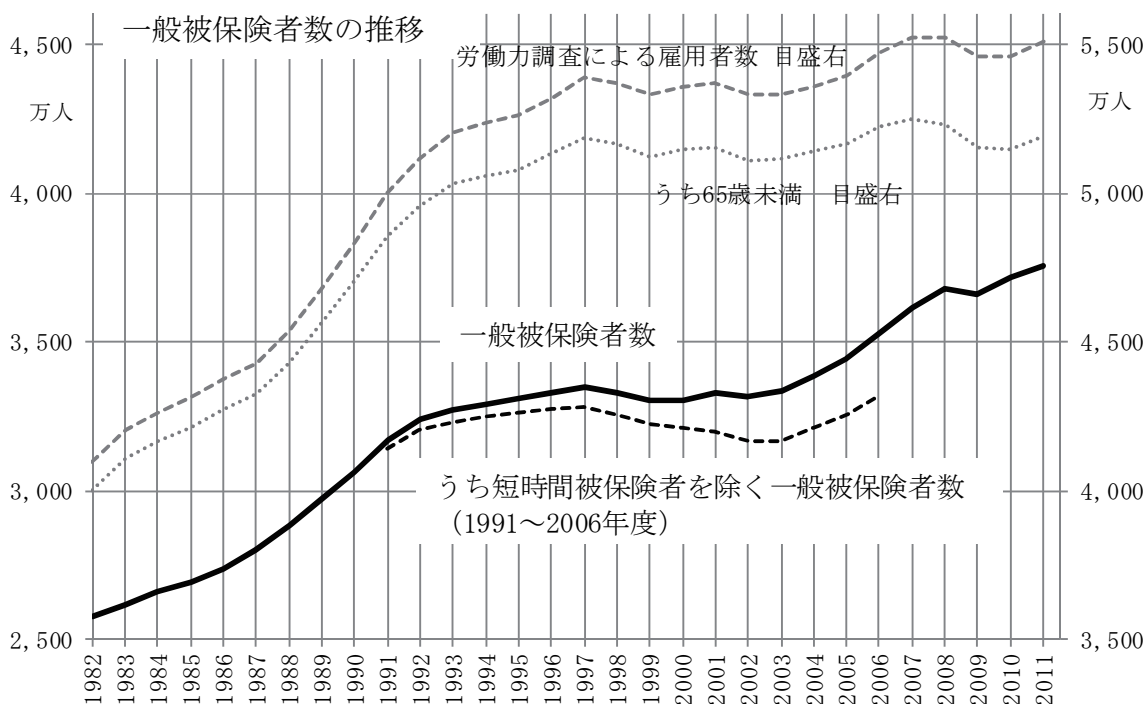
⁸被保険者数が増加しているにもかかわらず、図1-2の料率を1000分の10に換算した場合の保険料収入は、横ばいにとどまっている。これは、その間、一人当たり賃金が減少傾向にあったためと思われる。毎月勤労統計調査の賃金

図1-6のとおりである。1990年代に入って、それまでの増加のスピードが緩くなり、1998年度、1999年度は減少を示した。その後、おおむね横ばいで推移したが、2003年度以降は、リーマンショック（2008年9月）後の2009年度を除き、増加を示しているところである。

（一般被保険者の増加……雇用者全体と違う動き）

この2003年度以降の増加は、雇用者全体には見られない動きである。同図には、灰色の点線で、労働力調査による雇用者数を併せて示してある。縦軸の目盛が右側であることに注意されたい。両者は水準に違いはあるものの⁹、1990年代に入って増加が緩やかになった点など、似た動きを示している。しかし、2000年代に入ってからは動きに乖離が見られるようになった。一般被保険者数の増加が見られる2003年度以降、労働力調査の雇用者数でも増加がみられるもののかかなり緩やかで、特に一般被保険者の対象となる65歳未満の雇用者数では、2001年5157万人、2011年5190万人¹⁰と、ほとんど横這いでしかない。

【図1-6】一般被保険者数の推移



指数は2001年度から2011年度にかけて6.4%減少している。

⁹労働者の全員が一般被保険者になるわけではない。第一に、農林水産業の5人未満の労働者を使用する個人経営の事業は任意適用である。第二に、適用事業に雇用される労働者であっても、一部は適用除外とされる。すなわち、65歳に達した日以後に雇用される者、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者、季節的に雇用される者であって4か月以内の期間を定めて雇用される者、昼間学生のアルバイト、また、いわゆる一般の公務員などである。一般被保険者は、被保険者からさらに、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者が除かれる。

¹⁰労働力調査の2011年の数値は全国値の補完推計値である（公表値は岩手、宮城及び福島を除く分しかない。）。年齢階級別雇用者数は補完推計値がないので、公表されている岩手、宮城及び福島を除く分の対前年比で、2010年の65歳未満雇用者数を増減させて得た値を、2011年の全国値とした。また、年度ではなく、暦年の数字である。

（短時間被保険者……短時間被保険者以外も増加）

図には短時間被保険者を除く被保険者数を、統計の得られる1991年度から2006年度までの間¹¹、点線で示してある。短時間被保険者数の増加に加え、短時間被保険者以外の人数も2004、5、6年度と増加していることがわかる。一般被保険者数の2004年頃からの増加は、短時間被保険者の増もあるものの、それ以外の増加も要因であることがわかる。短時間労働者（パートタイム労働者）の増加は近年の傾向であるが、この一般被保険者の増加は、短時間労働者が被保険者に入ってきたためとは言い切れないことになる。

（性別、年齢階級別……女性、30代、40代中心）

この一般被保険者の増には、女性30歳代の被保険者数が減らなくなったことが大きく影響している。

表1-1は、2001年度からの5年間と、2006年度からの5年間に分けて、一般被保険者の動きを性別、年齢階級別にみたものである。

【表1-1】 性、年齢階級別にみた一般被保険者数の増減

年齢階級	2001年度から2006年度 1,970,333 人増		2006年度から2011年度 2,316,205 人増	
	男	女	男	女
年齢計	391,832	1,578,500	673,300	1,642,905
19歳以下	△ 16,698	△ 22,267	△ 12,669	△ 15,146
20歳～24歳	△ 152,031	△ 166,509	△ 129,089	△ 164,030
25歳～29歳	△ 472,026	△ 81,578	△ 140,812	△ 21,597
30歳～34歳	216,158	484,767	△ 399,116	11,476
35歳～39歳	502,619	492,967	305,815	436,564
40歳～44歳	210,183	303,081	563,022	490,754
45歳～49歳	△ 93,179	120,831	261,085	315,271
50歳～54歳	△ 609,427	△ 156,734	△ 26,595	155,347
55歳～59歳	600,768	501,342	△ 484,230	△ 86,226
60歳～64歳	205,466	102,600	735,891	520,492

注 内訳の合計が計欄と一致しない場合がある。

一般被保険者は前半の5年間で197万人、後半の5年間で232万人、それぞれ増えたが、男女別にみると、女性が前半158万人増、後半164万人増と、増加の多くを女性の増によっていた。年齢階級別にみて増加が目につくのは30歳代、40歳代の増加と、2006年度から2011年度

¹¹1989年10月から、一般被保険者と高年齢継続被保険者のそれぞれに短時間被保険者という被保険者の種類が設けられ、業務統計も1991年度から作成されるようになったが、この区分は、2007年10月からなくなった。

なお、短時間労働者は、現行制度発足の1975年当時も、運用上、週当たりの所定労働時間が通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上で年収52万円以上、反復継続して就労する者であることを要件として、被保険者とされている。現在は、一週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者は除く。）が適用除外とされている。2000年代に入ってから、2001年度に年収要件が撤廃されたが、一般被保険者の増が顕著であった2003～2007年度に資格要件の変更があったわけではない。

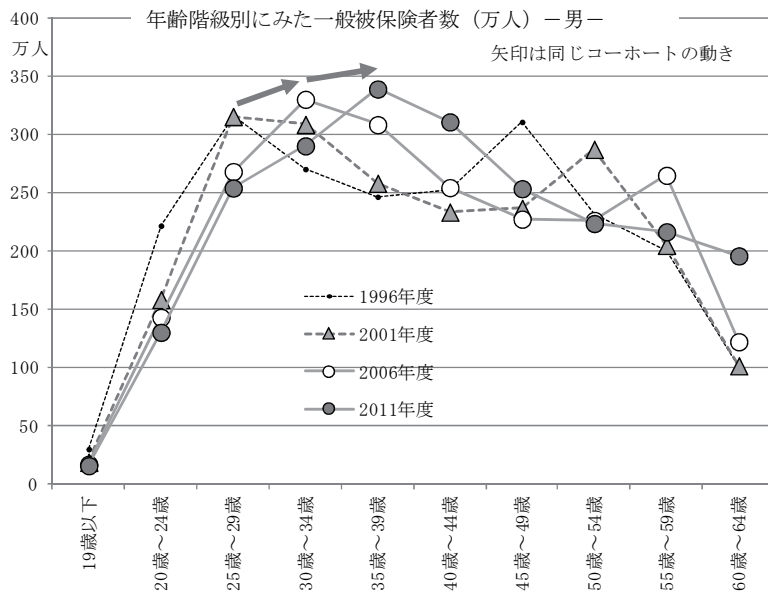
第1章

間の60～64歳である。

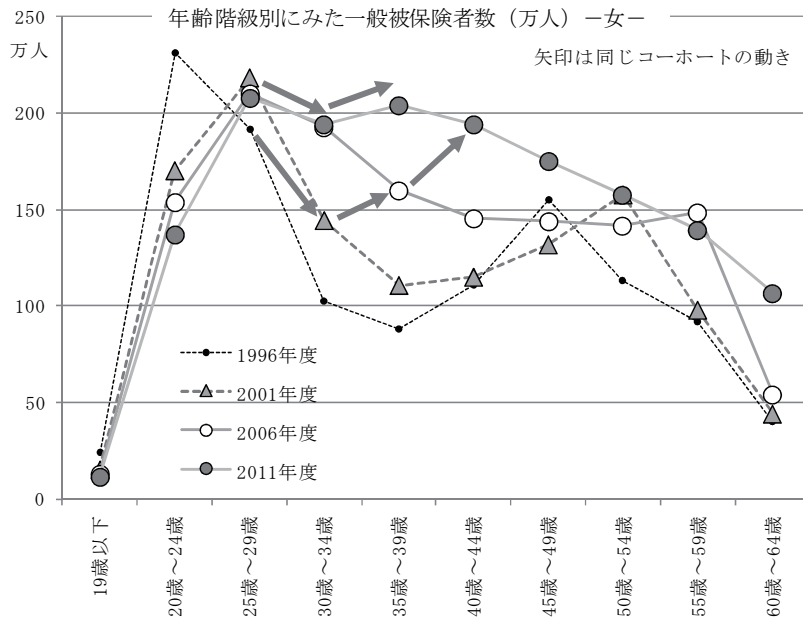
(30歳代でも被保険者数が減らなくなった女性 ⇒ 一般被保険者増)

この30歳代、40歳代の増加の結果、特に女性では、30～44歳で見られた落ち込みがなくなった。図1-7は、男女それぞれの年齢階級別一般被保険者数を1996年度から5年間隔で描いたものである。

【図1-7 男】 年齢階級別一般被保険者数 —男性—



【図1-7 女】 年齢階級別一般被保険者数 —女性—



女性の1996年度の状況を見ると、20～24歳231万人に対し、25～29歳192万人、30～34歳

103 万人と、年齢間で 100 万人を超える差がある。35～39 歳では 89 万人とさらに減る。次の 40～44 歳でやや増え、45～49 歳ではさらに増え、156 万人となる。年齢階級ごとの被保険者数は、M字型のカーブとなっている。

これが、2001 年度になると、20～24 歳 170 万人に対し、25～29 歳 218 万人と 25～29 歳の方が多くなり、30～34 歳 144 万人と、落ち込みが少なくなる。2011 年度には、20～24 歳 137 万人に対し、25～29 歳 208 万人、30～34 歳 194 万人、そして 35～39 歳 204 万人と、落ち込みはほとんど見られなくなる。M字型のカーブの消失である。

男性の場合も 1996 年度には 30～44 歳層で落ち込みがあり、M字型が見られた。ただ、2001 年度、2006 年度と、時間が経つに連れ、25～29 歳と 45～49 歳に見られた山が 5 歳ずつ、右にずれて行く。つまり、M字型が年齢の高い方にずれて行く。M字型が消える女性の場合とは状況が異なる。1996 年当時、45～49 歳層に団塊の世代が属し、また、30 歳未満層にいわゆる団塊の第二世代が属するために、30～44 歳層で落ち込むM字型が見られたものである。

(コーホートの別に年齢による変化をみる…世代による違い)

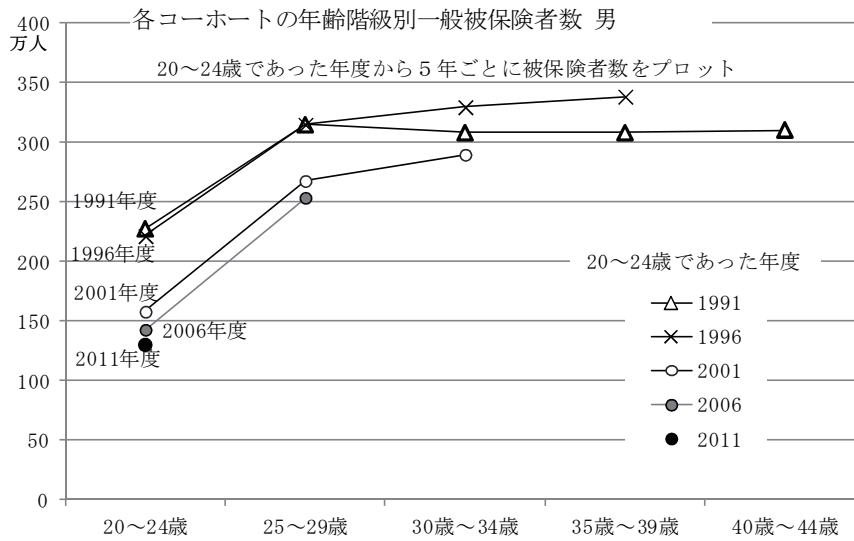
この状況をコーホート（同一出生集団）の観点から見てみよう。図 1-8 は、1991 年度から 5 年ごとに、その年度に 20～24 歳であったコーホートのその後の人数を年齢階級ごとにみたものである。1991 年コーホート、1996 年コーホートというように、20～24 歳であった年度で、コーホートを参照することとする。

まず、男性に比べて女性は、コーホート間で動きの違いが著しい。男性の場合、1991 年、1996 年の各コーホートと、2001 年、2006 年、2011 年の各コーホートとで、20～24 歳時点の被保険者数に 50 万人程度の断層がある。これは、団塊の第 2 世代が、2001 年度になって 25 歳以上の層に移ったためと考えられる。ただ、水準に違いがあるにせよ、25 歳以降はおおむね横ばいの動きである点に変わりはない¹²。

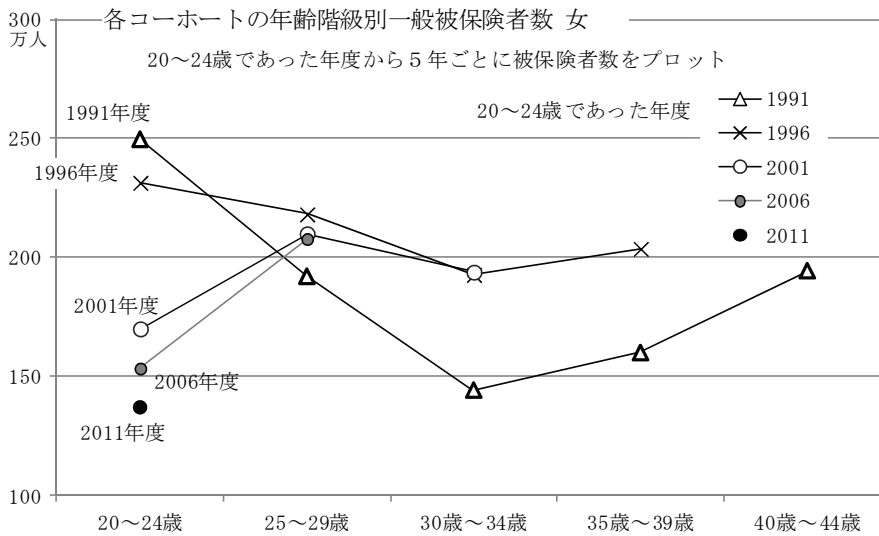
¹²ただし、1991 年コーホートが 25 歳以降、ほとんど水平に動くのに対し、若年ニート、フリータが話題となった 1996 年コーホート、2001 年コーホートは、25～29 歳から 30～34 歳に移る際に 15 万人、22 万人の増加があった。

【図1-8】 コーホートの別にみた被保険者数の推移

(男性)



(女性)



これに対し女性の場合、1991年コーホートは20～24歳をピークに30～34歳までの間に100万人程度減った後、35～39歳、40～44歳で人数を増やす。これが1996年コーホートでは、25～29歳、30～34歳の減少が少なくなる。そして2001年と2006年コーホートは、逆に25～29歳で人数を増やし、30～34歳は人数を減らすものの、前を行く1996年コーホートに比べれば、減少がさらに少なくなる。年齢階級別被保険者数のパターンは、男性型に近づいたと言える。

このパターンの変化——被保険者数の減少がなくなったこと——が、被保険者数の増加要因になったもの¹³と思われる。

¹³このコーホートによって年齢階級別就業パターンが異なることの影響は、新しいパターンを示す2001年コーホートが、古いパターンでは減少の大きかった30～34歳層を抜けたので、今後は徐々に小さくなると思われる。パター

(補足)

雇用者数の動きとの関係のみをみる。一般被保険者数の動きは、雇用者数の動きと、雇用者数に対する一般被保険者数の比率の動きに分けられる。コーホートの別に雇用者数と一般被保険者数比率の推移をみた。男性も併せて示してある。2001年コーホートは、雇用者数は30～34歳になる際に減少しているが、一般被保険者比率が上昇し¹⁴、一般被保険者数の減少が抑えられていることが分かる（網掛け部分）。

	20～24歳の年度	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
男性	雇用者数	万人	万人	万人	万人	万人
	1991	315	413	398	391	387
	1996	340	427	422	415	
	2001	264	356	349		
	2006	232	315			
	2011	202				
	一般被保険者比率	%	%	%	%	%
	1991	72.3	76.3	77.5	78.8	80.3
	1996	65.2	73.8	78.2	81.7	
	2001	60.0	75.3	83.2		
	2006	61.7	80.6			
2011	64.5					
女性	雇用者数	万人	万人	万人	万人	万人
	1991	319	272	228	251	284
	1996	323	305	268	281	
	2001	262	280	241		
	2006	233	253			
	2011	204				
	一般被保険者比率	%	%	%	%	%
	1991	78.3	70.6	63.3	63.8	68.6
	1996	71.7	71.6	72.0	72.5	
	2001	65.0	75.0	80.6		
	2006	65.9	82.2			
2011	67.3					

(2011年度に60～64歳の被保険者数が多くなったのは団塊の世代の影響)

男女とも2011年度は60～64歳の被保険者数が2006年度に比べて多くなったが、これは1947～1949年度生まれの団塊の世代が、2007～2009年度に60歳に到達した影響である。団塊の世代は、1996年度は45～49歳層に、2001年度は50～54歳層に、2006年度は55～59歳層に属する。いずれも前後の年齢階級に比べて被保険者数が多くなっている。

これら団塊の世代、そして団塊の第二世代の属する年齢階級は、前後の年齢階級に比べて人数が多い。特にライフサイクルによる就業不就業のない男性でははっきりとしており、図7では峰のようになっている。この年齢階級が、時間の経過とともに年齢の高い方にずれていく。

なお、この動きそのものは、一般被保険者数の増には寄与しない。ただし、団塊の世代が65歳以上に移行していくと、一般被保険者数の減少要因となる。

ンの変化が連続的であれば、影響は徐々に小さくなる。上図はコーホートを5年間隔でみているので、パターンの変化が連続的かどうかまでは定かでない。なお、2010年度から被保険者の資格要件が緩くなったが、影響がはっきりとはつかめられなかった。

¹⁴厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、雇用保険適用ありとする非正社員の割合は1999年調査50.1%、2003年調査63.0%、2010年調査65.2%である。非正社員のうちパートタイム労働者に限ると、1999年調査34.2%（短時間のパート）、2003年調査56.4%、2010年調査55.3%である。1999年調査の「短時間のパート」は、2003年以降の調査の「パートタイム労働者」と定義は同じである。

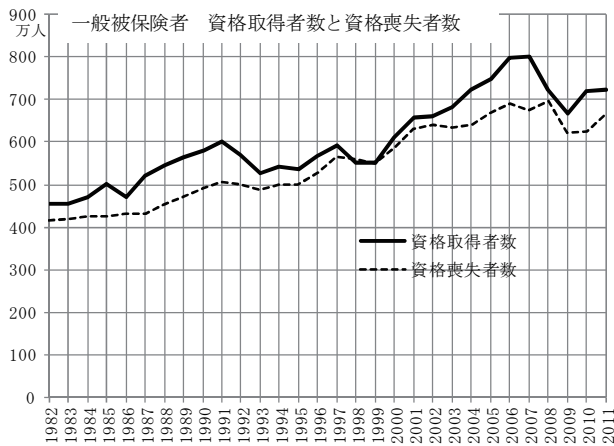
第1章

(資格取得、資格喪失、共に増加)

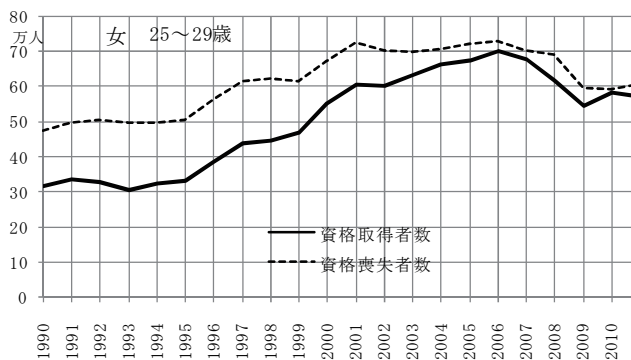
女性が30歳を超えても被保険者であり続けるようになったが、同じ事業主の元で勤務を続けているかどうかは別である。被保険者数の動きは、被保険者資格の取得と喪失に分解される。一般被保険者数の増加が、資格取得の増によるものか、資格喪失の減によるものか、はっきりさせるため、資格取得者数と資格喪失者数の推移をみる(図1-9)。

【図1-9】資格取得と喪失の推移

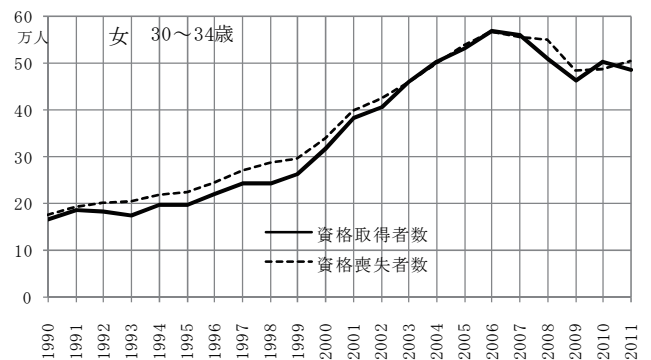
(男女計、年齢階級計)



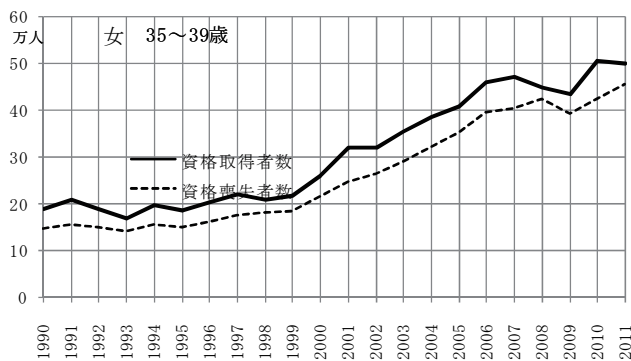
(女性 25~29歳)



(女性 30~34歳)



(女性 35~39歳)



まず、全体で見ると、総じて資格取得が喪失を上回り、かつ両者とも増加の基調にある。ただ、資格取得は1990年代、増加減少を繰り返し、おおむね横ばいで、1998、1999年度には喪失と同じかやや下回った。これが2000年代にはいって、再び喪失を上回る増加を示し始めた。これが、被保険者数の増加に結びついたことがわかる。

次に、先に問題とした女性の25～29歳から35～39歳にかけての動きである。女性の25～29歳、30～34歳、35～39歳における資格取得、喪失の動きをみってみる。25～29歳については、喪失が取得を上回る状態が続いているが、2000年代に入ってから2008年度まで、喪失数がおおむね一定の中、取得数が増加し、2006、2007年度は取得が喪失に接近した。30～34歳層は、2000年まではやはり喪失が取得を上回っていたが、2000年代に入ってから2008年度まで両者ともに増加し始め、2003年度から2007年度は取得と喪失がほぼ同じ水準となった。35～39歳は取得が喪失を上回り続けている。

20歳代後半は、喪失が変わらない中、取得が増し、30歳代前半、後半は喪失、取得双方が増加してきたことがわかる。被保険者であり続けるというのは、同一事業主のもとで継続するというよりも、転職しても継続するというパターンが多いようである。

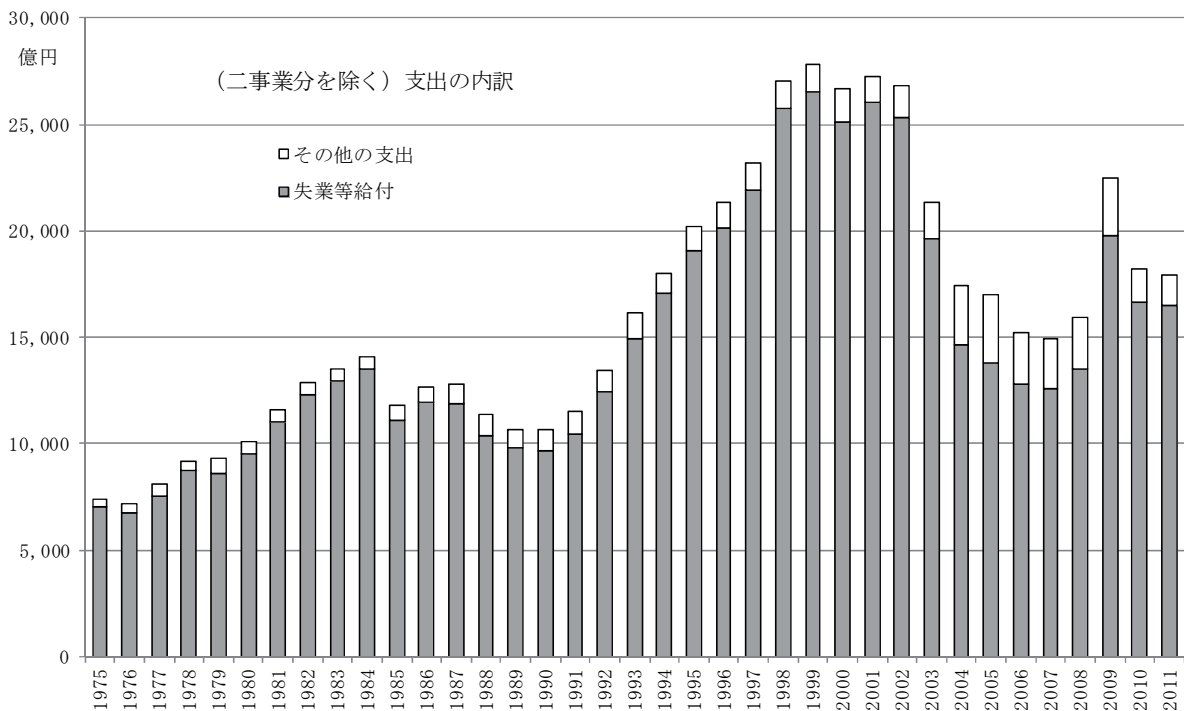
3 支出の動き

2011年度における二事業分を除く支出1兆7,946億円は、失業等給付1兆6,543億円とその他の支出1,403億円に分かれる。その他の支出とは、業務取扱費などである¹⁵。

(年によって大きく変動)

二事業分を除く支出の推移を内訳とともにみると、図1-10のとおりである。図からわかるとおり、失業等給付の支給額が数年のタームで、2倍から3倍近い変動を示す。例えば1990年度は9,687億円であったが、その後増加し始め、1999年度には2兆6,550億円に達した。それが、2003年度からは急減し、2007年度には1兆2,598億円と、半分程度の額となった。しかし、2年後の2009年度には、1兆9,805億円まで増加した。

【図1-10】二事業分を除く支出の推移



(給付の種類)

失業等給付は、基本手当をはじめ、次の表1-2に掲げる給付から成る。同表には、2011年度の支給額も記してある。給付の内容については、巻末の附属資料を参照されたい。失業等給付1兆6,543億円のうち1兆265億円が、失業している日について支給される基本手当である。そのほか、支給額の大きい給付は、育児休業給付金2,632億円、高年齢雇用継続給付1,711億円、再就職手当1,016億円、高年齢求職者給付金329億円などである。

¹⁵ 2011年10月に始まった就職支援法事業に係る額は、ここではその他に含めている。

【表 1-2】 給付の種類別 2011 年度支給額……失業等給付の内訳

単位：千円

失業等給付		1,654,323,884
求職者給付	一般求職者給付	1,040,219,140
	基本手当（延長分等含む） 基本手当基本分（所定給付日数分）、個別延長給付及び広域延長給付、特例訓練手当	1,026,501,173
	うち基本手当（所定給付日数分）	901,669,522
	基本手当以外 技能習得手当（受講手当、通所手当等）、寄宿手当、傷病手当	13,717,967
	高年齢求職者給付金	32,879,235
	特例一時金	26,820,148
	日雇労働求職者給付金	8,987,815
就職促進給付		104,857,369
	うち再就職手当	101,623,123
教育訓練給付		4,528,524
雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	171,089,142
	育児休業給付金	263,160,697
	介護休業給付金	1,781,814

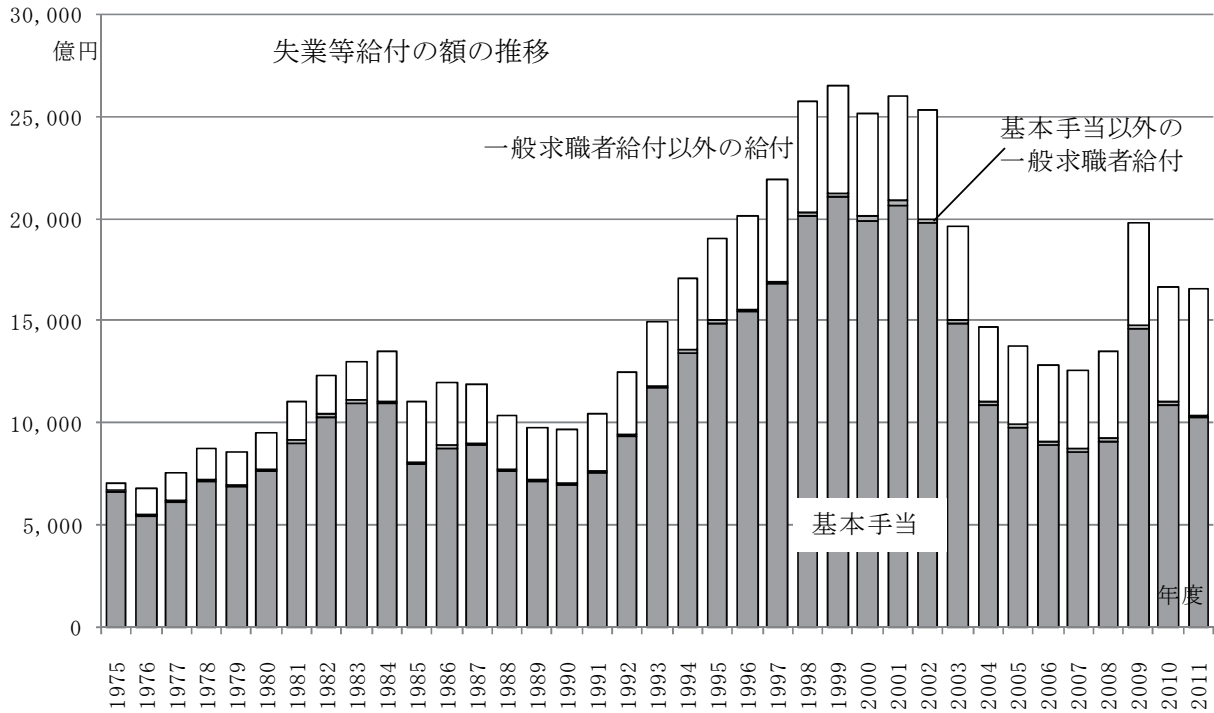
（変動はもっぱら基本手当の変動による）

失業等給付の支給額の推移を基本手当と基本手当以外の内訳とともにみると、図 1-11 のとおりである。失業等給付の支給額の変動が、もっぱら基本手当の変動によるものであることがわかる。先に失業等給付の支給額が 2001 年度から 2007 年度にかけて 1 兆 3 千億円余り減少したと述べたが、その間、基本手当は 2 兆 672 億円から 8587 億円の、1 兆 2 千億円ほどの減少となっている。

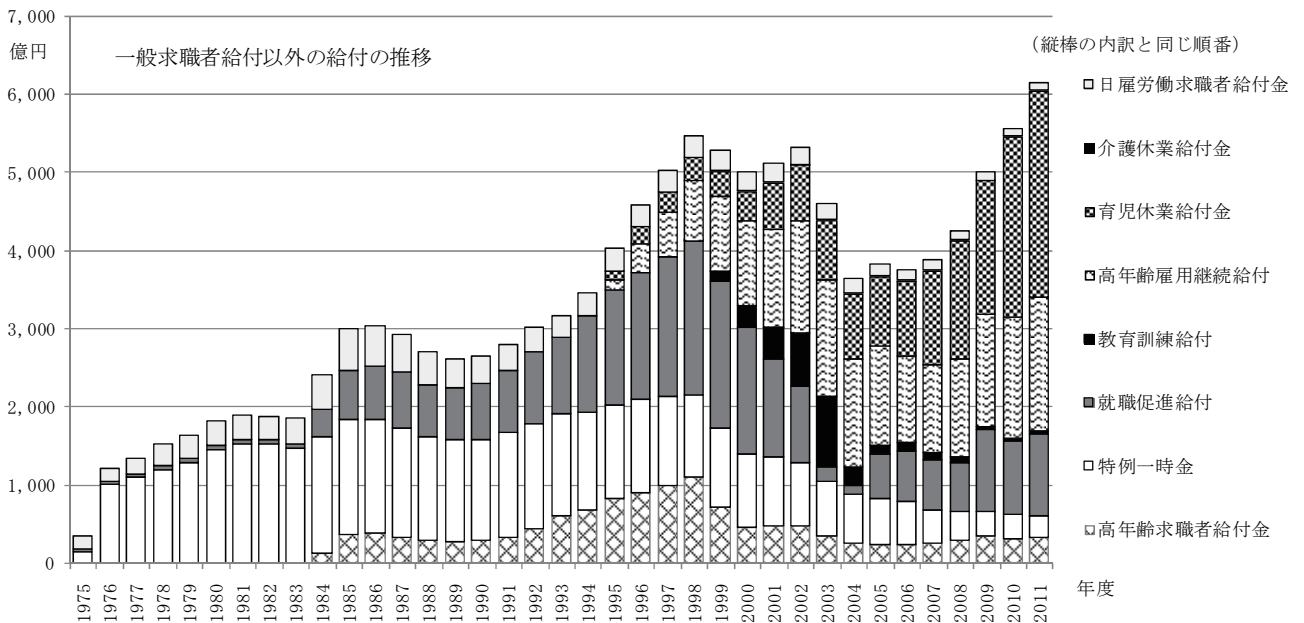
（高年齢雇用継続給付と育児休業給付の増加）

この基本手当の動きについては項を改めてみることにし、次に一般求職者給付以外の各給付の年間支給額の推移をみてみよう。図 1-12 のとおりである。1995 年度に設けられた高年齢雇用継続給付と育児休業給付が、額、ウェイトともに増して来ていることがわかる。高年齢雇用継続給付と育児休業給付、そしてウェイトの大きい就職促進給付については、項を改めて動きをみることにする。

【図1-11】失業等給付の推移



【図1-12】一般求職者給付以外の給付の推移



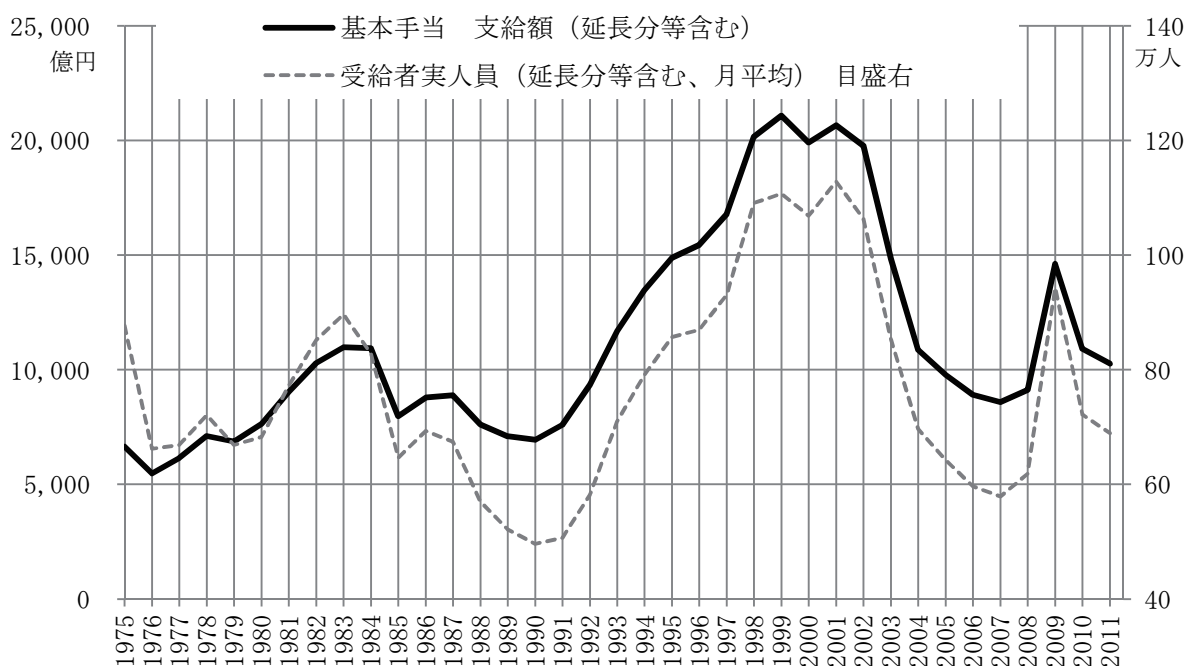
その他の給付の動きをみると、65歳以上である高年齢継続被保険者が失業し、所定の要件を満たす場合に一時金で支払われる高年齢求職者給付金（図の一番下）は、制度発足の1984年度以降増加を続け、1998年度には1,105億円に達したが、その後は減少し、2011年度は329億円となっている。季節労働者である短期雇用特例被保険者が離職した際に支払われる特例一時金

は、1987年度の1,522億円をピークにその後は減少し、2011年度は268億円である。1998年度に設けられた教育訓練給付は2003年度に899億円まで増加したが、その後は少なくなっている。介護休業給付金は2011年度でも18億円にとどまる。また、日雇求職者給付金は1985年度の541億円をピークにその後減少し、2011年度は90億円となっている。

4 基本手当の動き

基本手当の支給額は、年によって倍近く異なる。図1-13に、基本手当の支給額の推移を示す。

【図1-13】基本手当、受給者実人員の推移



基本手当の支給額は、現行制度発足の1975年度以降、1976年度、1979年度を除き増加し、1982年度から1984年度の間は1兆円を超えた。その後、1986、1987年度にやや増加したものの、1990年度の6,952億円まで減少した。翌1991年度は増加に転じ、1999年度には2兆1,095億円となり、2002年度まではおおむね2兆円前後で推移した。2003年度からは減少に転じ、2007年度の8,587億円まで減少した。しかし、2008年度にはやや増加した後、2009年度は2004年度以来5年ぶりに1兆円を超える1兆4,621億円まで増加した。2010年度は再び減少し1兆905億円となり、2011年度は1兆265億円となっている。

図には、基本手当の受給者実人員も併せて点線で示した。この受給者実人員は、基本手当の支給回数に相当する。基本手当の受給者は、初回支給後28日ごとに、直前28日間における失業の認定を受け、認定を受けた日数分の基本手当の支給を受けるのが原則である。受給者実人員は、額の動きとほぼ連動した動きとなっている。例えば、支給額が2兆円を超えた2001年度は113万人、8,587億円にとどまった2007年度は58万人であった。また、支給額

第1章

が5年ぶりに1兆円を上回った2009年度は94万人であった。2011年度は69万人である。

(基本手当の支給額の分解)

基本手当の支給額は、初回受給者数、基本手当日額、給付日数に分けて考えることができる。

基本手当の支給額＝初回受給者数×基本手当日額×給付日数

初回受給者数については、離職などにより被保険者資格を喪失した数である資格喪失者数との関係をみるため、初回受給者数の資格喪失者数に対する比率を資格喪失初回比率と置き、

初回受給者数＝資格喪失者数×資格喪失初回比率

と分けて考えることにする。基本手当日額については、基本手当の支給額が、延長等の分を含む支給総額と、所定給付日数分に限った支給額の2通り得られるのに対し、給付延日数は所定給付日数分に限った分しか得られない。そこでまず、金額ベースで、延長分等を含む支給総額と延長分等を含まない所定給付日数分の支給額の比率

延長分等含む基本手当支給総額÷基本手当所定給付日数分支給額－1

を延長比率と置く。これで延長等の分の寄与をみる。そして所定給付日数分に限った

基本手当所定給付日数分支給額÷年間給付延日数

を基本手当日額とし、

延長分等を含まない年間給付延日数÷初回受給者数

を初回受給一人当給付日数とする。これは延長分等を含まない。そして、

初回受給一人当給付日数×(1+延長比率)

＝年間給付延日数÷初回受給者数×(1+延長比率)

を延長分等を含む初回受給一人当給付日数と考えることにする。

すると、基本手当の支給額は、

資格喪失者数×資格喪失初回比率×基本手当平均日額

×初回受給一人当給付日数×(1+延長等比率)

となる。各項の定義を改めて書くと、

資格喪失初回比率＝初回受給者数÷資格喪失者数

初回受給一人当給付日数＝年間給付延日数÷初回受給者数

基本手当平均日額＝基本手当所定給付日数分支給額÷年間給付延日数

延長等比率＝延長分等含む基本手当支給総額÷基本手当所定給付日数分支給額－1

である。

基本手当の支給額をこのように表すことで、その増減率を、各項の増減率の和に分解することができる。いわゆる要因分解である。

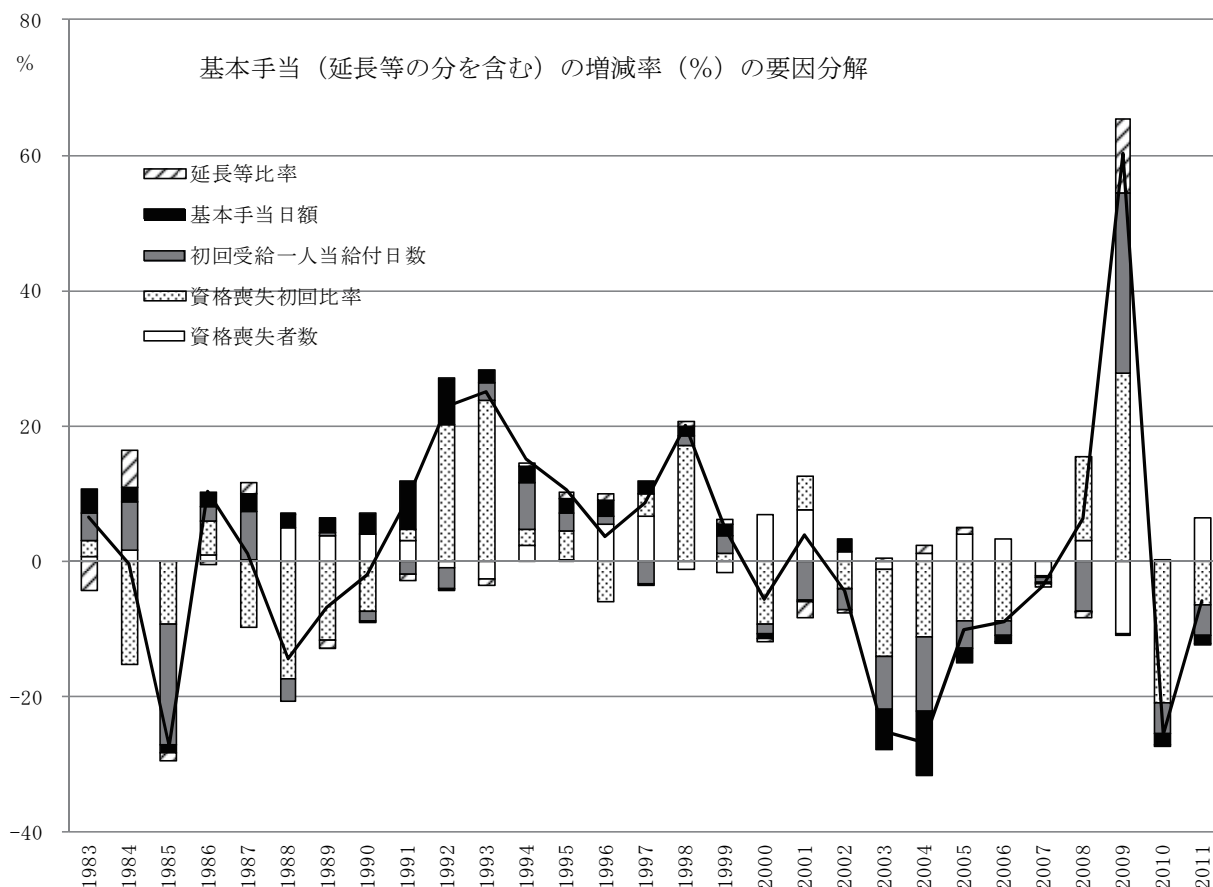
(基本手当の変動の要因分解)

図1-14は、基本手当の支給額の増減率を、上記の式の各項の増減率に要因分解したものである。2009年度は延長等の分を含む基本手当が前年度に比べて実に60.3%も増加したが、これには資格喪失初回比率と初回受給一人当給付日数がそれぞれ27.8%ポイント、26.7%ポイント、

さらに延長等比率が10.9%ポイント、プラスに寄与している。2009年度は、個別延長給付が導入された年で、延長等比率の寄与が大きい。資格喪失者数は、2009年度は減ったため、10.7ポイント低下の方に寄与した。

2010年度になると、基本手当が25.4%減少したが、これには資格喪失初回比率が20.8%ポイントマイナスに寄与した。初回受給一人当給付日数は4.5%ポイントのマイナス寄与にとどまっている。

【図1-14】基本手当の変動の要因分解



図から、次のことがわかる。各要素の動きは、項を改めてみることにする。

- ① 総じて、資格喪失初回比率と初回受給一人当給付日数の変動が大きく寄与する。
- ② 資格喪失者数は、おおむね一貫して増加に寄与している。ただ、寄与度は相対的に小さい。資格喪失者数は先に図1-7でみたように、2008年度まで増加トレンドがある。2009年度で比較的大きく減少したが、2010年度にほぼ横ばいの後、2011年度は再び増加した。基本手当の額が減少するような局面、例えば1988、89年度、2004年度から2007年度にかけても、増加に寄与している。
- ③ 基本手当の額が1990年代に増加を続けたのは、その間、総じて各要素がプラスに寄与を

第1章

続けていたためである。基本手当は、2000年度にようやく10年ぶりに減少となったが、これには資格喪失初回比率が大きくマイナスに寄与している。

- ④ 基本手当平均日額は、1985年度を除き1999年度までは増加に寄与していたが、2000年度以降は2002年度を除き、減少に寄与した。特に給付率の改正のあった2003年度とその翌2004年度の減少への寄与が比較的大きい。

5 各変動要素の動き（資格喪失初回比率、初回受給一人当給付日数など）

基本手当の動きに影響する資格喪失初回比率、初回受給一人当給付日数、基本手当日額の動きをそれぞれみることにする。

(1) 資格喪失初回比率（初回受給者数の資格喪失者数に対する比率）

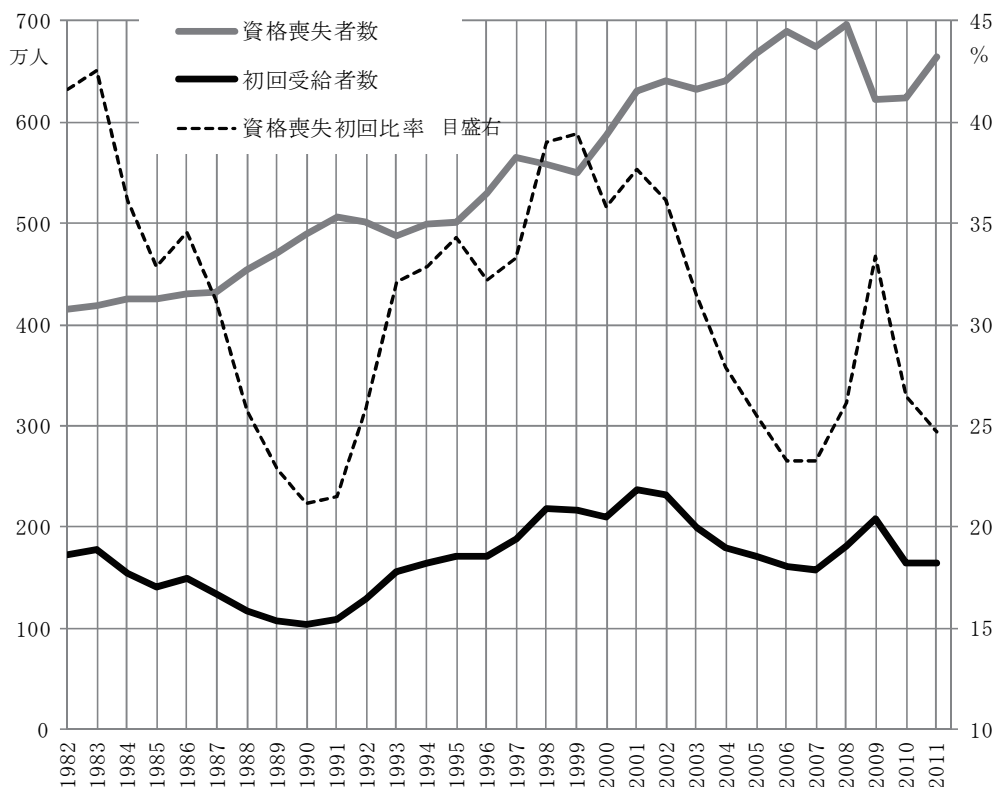
資格喪失初回比率の動きは、図1-15のとおりである。分子の初回受給者数、分母の資格喪失者数を併せて示してある。資格喪失初回比率は、おおむね20～40%の範囲で変動している。1990年度と2007年度を谷、1999年度、2009年度を山とする波を描いている。円高不況と当時言われた1987年度からいわゆるバブル景気の頂点であった1990年度にかけて低下し、バブル崩壊後は上昇に転じている。景気は1993年度で底を打ったとされるが、1994年度以降も上昇のピッチが弱くなったものの、低下することは特になかった。消費税率引き上げのあった1997年度からの景気後退に伴い再び上昇し始め、1998年度は39.0%に達した。2002年度からの景気回復中、低下し始め、2007年度には23.2%までさがった。リーマンショック（2008年9月）に伴う景気悪化の2009年度に急上昇し33.4%になったが、2010年度は低下、2011年度は24.7%となっている。

（分子の初回受給者数と分母の資格喪失者数 ……景気に伴う動きが逆）

分母の資格喪失者数の動きをみると、2008年度まで増加トレンドがあるものの、景気の悪いときに減少する傾向がある。1992～3年度、1998～9年度、2009年度などである。これは、自発的な離職が減るためと思われる。逆に、景気の良いとき、例えば、1989～91年度、2001年度、2005～6年度などに増加が大きくなる傾向がある。転職のための自発的な離職が増えるためと思われる。ただ、当てはまらない年度もある。1997年度は景気後退とされるが、資格喪失者数は増加している。

総じて、景気の悪いときは自発的な離職が減り、資格喪失者が減る一方、分子の初回受給者数が多くなるため、資格喪失初回比率は上昇する。また、景気の良いときは自発的な離職が増え、資格喪失者が増える一方、受給に至らず転職する者が多くなるため、分子の初回受給者数が減る結果、資格喪失初回比率は低下する。分子の初回受給者数と分母の資格喪失者数の景気に伴う動きが逆方向であるため、資格喪失初回比率は比較的大きく変動する。

【図1-15】 資格喪失者数、初回受給者数、資格喪失初回比率の推移



(雇用動向調査による離職と比較)

資格喪失者数の動きを、雇用動向調査による離職の動きと比較をしてみる。一般被保険者の資格喪失は、雇用動向調査の「離職」に相当する。資格喪失者数の一般被保険者数に対する比率と、雇用動向調査による年間の離職者数の年初の常用労働者数に対する比率である離職率を比べてみる。図1-16のとおりである。資格喪失者の比率の方が一貫して高いが、雇用動向調査の離職率は規模5人以上の事業所のものであることが一因と思われる。

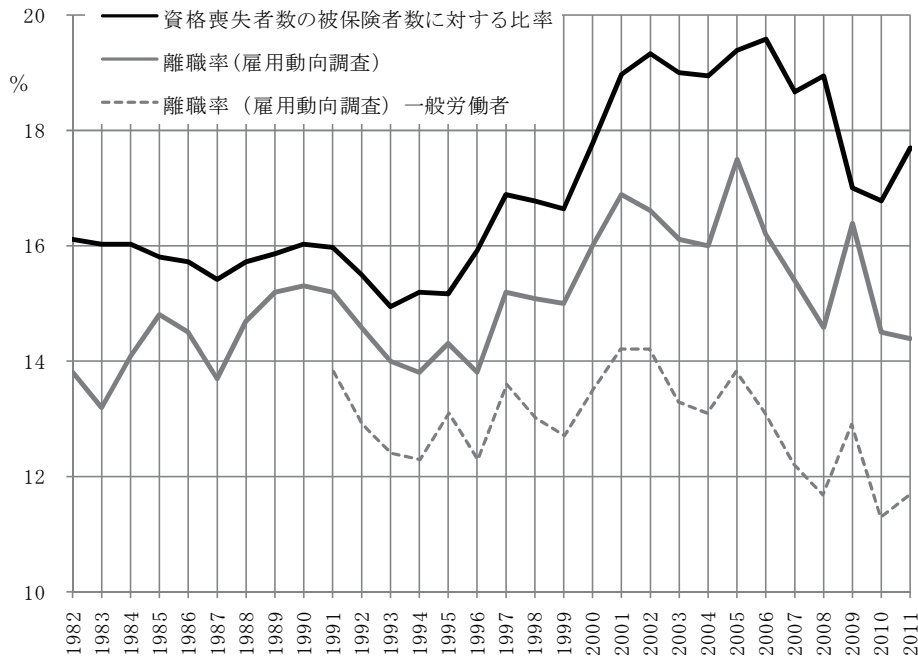
動きをみると、ある程度の類似性が認められる。それでも次のとおり、特徴的な違いがある。

一つは、2000年代に入ってから動きの違いである。両者とも高まっているが、資格喪失者の比率の方が雇用動向調査の離職率よりも、高まりの度合いが大きい。また、2007年、2008年は、雇用動向調査の離職率は低下しているが、資格喪失者の比率の方はそれが認められない。雇用動向調査の離職率には、パートタイム労働者の離職分も含まれる。パートタイム労働者を除いた一般労働者の離職率を併せて示したが、こちらは2000年代に入ってからそれほどの高まりは認められない。雇用動向調査の離職率の高まりは、離職の頻度が高いパートタイム労働者が増えてきたことによるものと思われる。一般被保険者の資格喪失にもそれが現れているものと思われる。

二つ目は、短期的な動きに違いがある場合があることである。その一つは、1984年から1985年にかけての景気回復局面での動きである。雇用動向調査の離職率は高まったが、資格喪失の

方は横ばいのままである。もう一つは、2009年のリーマンショック後の景気後退期の動きである。資格喪失の方は低下したが、雇用動向調査による離職率は、一般労働者に限ってみても上昇を示した。

【図1-16】資格喪失者数の一般被保険者数に対する比率と雇用動向調査による離職率



(3) 初回受給一人当給付日数

初回受給一人当給付日数は、年間給付延日数を初回受給者数で除して得た日数である¹⁶。年間給付延日数は所定給付日数の範囲のもので、個別延長等の延長分は含まない。一人当給付日数は、景気後退期で雇用失業情勢が悪ければ再就職が進まず増加し、逆に回復・上昇局面で雇用失業情勢が良く再就職が進めば減少すると考えられる。特に、2001年度以降は受給資格を特定受給資格とそれ以外とに分け、整理解雇等の非自発的離職による特定受給資格者には、所定給付日数を多く与えるようにしたので、2001年度以降は、この関係がよりはっきりとなるはずである。

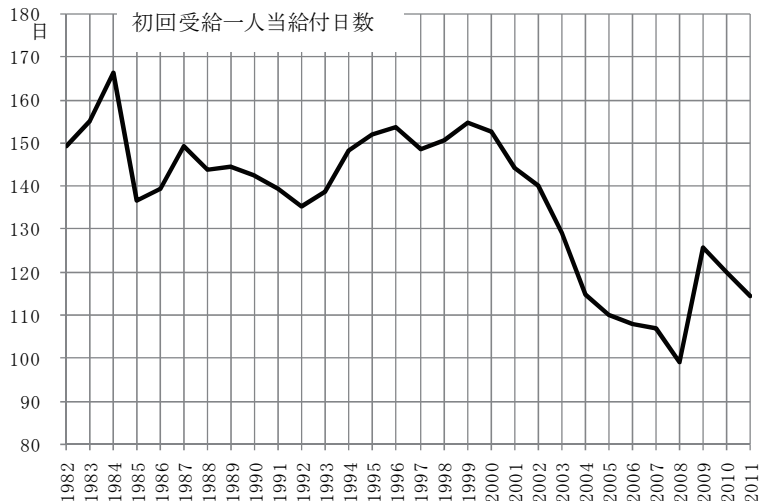
図1-17は、初回受給一人当給付日数の推移である。1991年度から1993年度にかけてのバブル崩壊後の不況期の増加、2001年度から2007年度にかけての景気回復期の減少、2009年度のリーマンショック後の増加と2010年度と2011年度の減少などに、こうした関係が認められる。

なお、1985年度の低下は1984年度の、また、2000年代前半の低下には2000年度と2003年

¹⁶初回受給者に与えられた所定給付日数の平均ではない。

度の、それぞれ所定給付日数の改定の影響があると思われる。

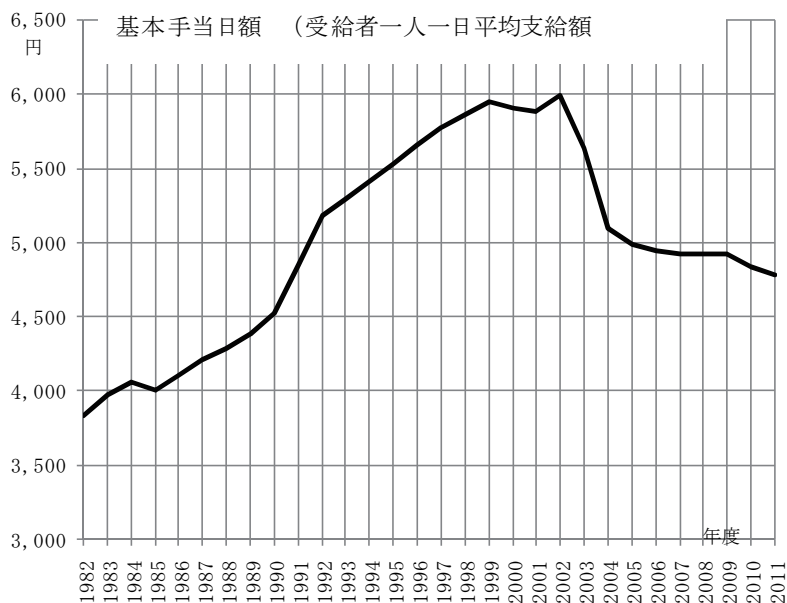
【図1-17】 初回受給一人当給付日数



(4) 基本手当平均日額

基本手当平均日額は、所定給付日数分の基本手当支給金額を年間給付延日数で除して得た値である。その推移は、図1-18のとおりである。2002年度に5988円に達したが、給付率の改定があった2003年度から2004年にかけて減少し、2005年度以降は5000円をやや下回る水準で推移している。2010年度と2011年度はそれぞれ4,835円、4,783円と2年連続して減少した。

【図1-18】 基本手当日額の推移



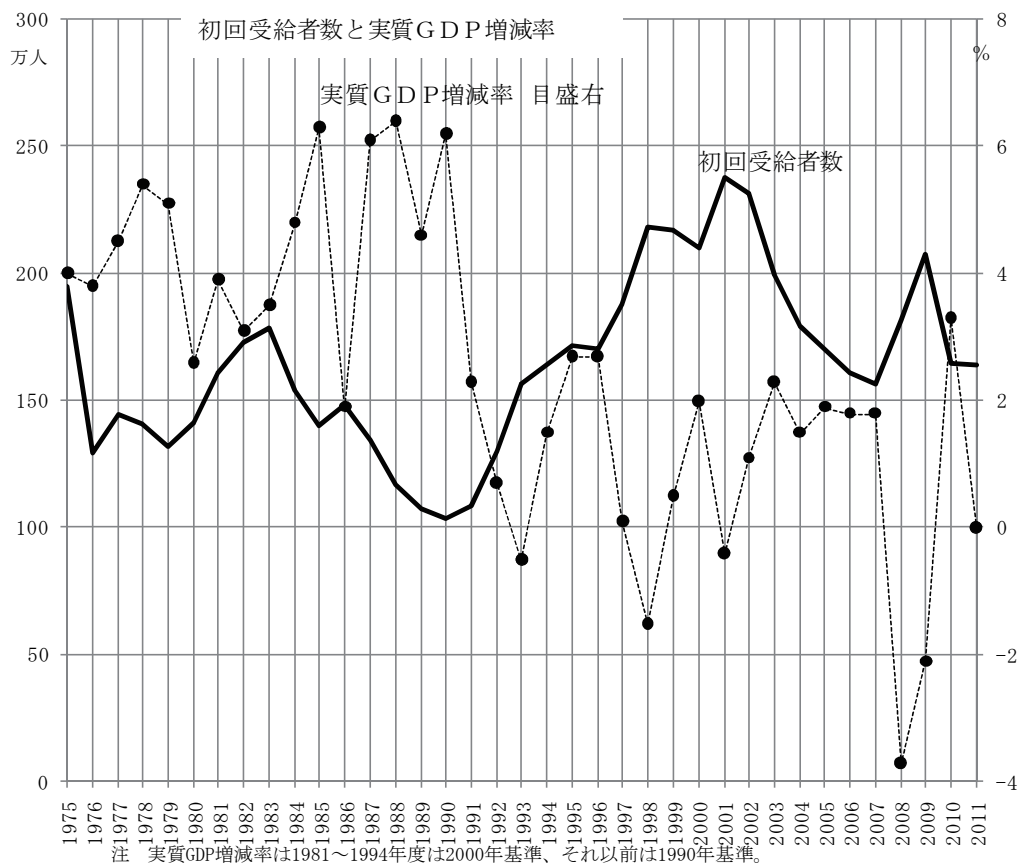
6 初回受給者数の動き

ここでは、初回受給者数の動きをみる。初回受給者数は経済から直截的に影響を受け、受給者実人員に比べて、所定給付日数の改正などの制度改正の影響を受けにくいものと思われる。

(1) 実質 GDP の動きとの関係

経済の動きを表す指標に実質 GDP がある。図 1-19 は、実質 GDP 増減率と初回受給者数の推移を併せてみたものである。

【図 1-19】 初回受給者数と実質 GDP 増減率の推移



(実質 GDP 増減率と関係するのは初回受給者数の増減)

両者を比較すると、実質 GDP 増減率の大きさと初回受給者数の増減との関係が認められる。

実質 GDP 増加率が比較的大きい間は、初回受給者数が減り続ける。1987～1990、2003～2007 年度などにみられる。ただし、1977～1979 年度は、実質 GDP が 4% を超える伸びであったのに、初回受給者数に減少が認められない。

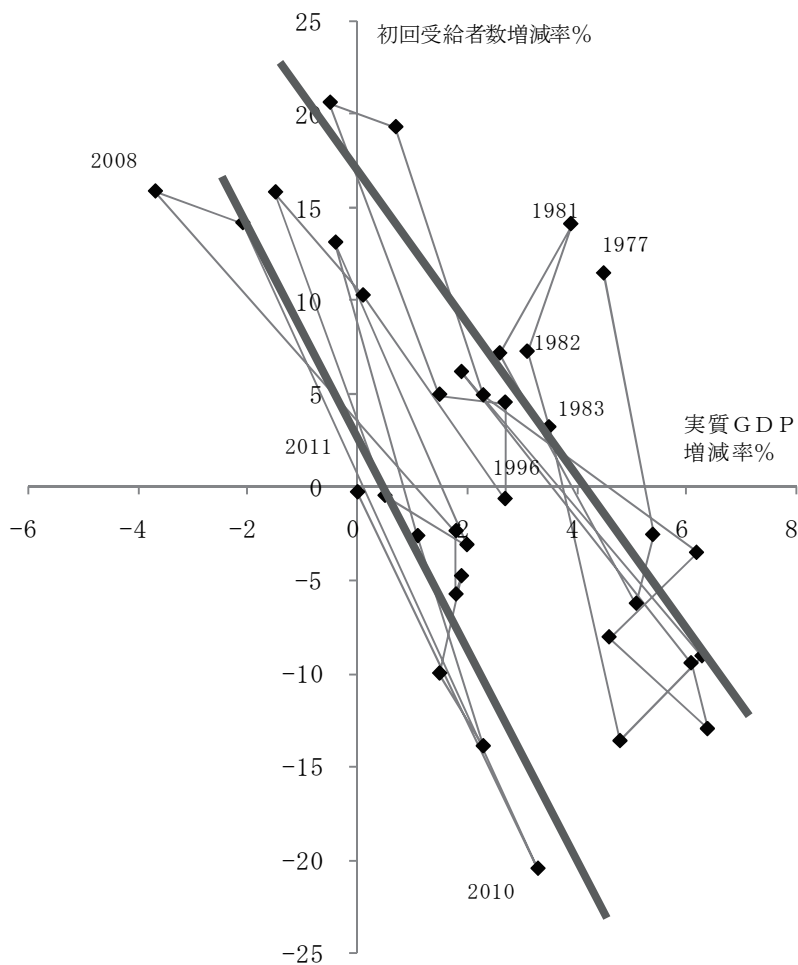
また、実質 GDP 増減率が 1% を切り 0% 前後、或いはマイナスとなるときは、初回受給者数が増加する。1992～1993 年度、1997～1998 年度、2001 年度、2008～2009 年度にみられる。なお、1994～1996 年度は、実質 GDP がそれぞれ 1.5% 増、2.7% 増、2.7% 増であったが、初回受給者

数は減らなかった。

そこで、実質 GDP の増減率と初回受給者数の増減率の相関をみたものが図 1-20 である。横軸に実質 GDP の増減率を、縦軸に初回受給者数の増減率をそれぞれとり、各年度の実質 GDP と初回受給者数の増減率をプロットした。

【図 1-20】

初回受給者数増減率と実質 GDP 増減率 1977～2011年度



総じて、実質 GDP の増加率が大きければ初回受給者数の増加率は小さくなるか、減少となり、逆に、実質 GDP の増加率が小さいか減少であると、初回受給者数の増加率が大きくなる。両者は負の関係にあるが、図中の右下がりの直線で表しているように、1996 年度のあたりを境に、両者の関係が変わっているようである。すなわち、1990 年代前半までは、実質 GDP 増加率が 4% を超えると初回受給者数が減るという関係にあったが、1990 年代後半からは、実質 GDP 増加率が 1% 程度以上あれば、初回受給者数が減るという関係に変化している。

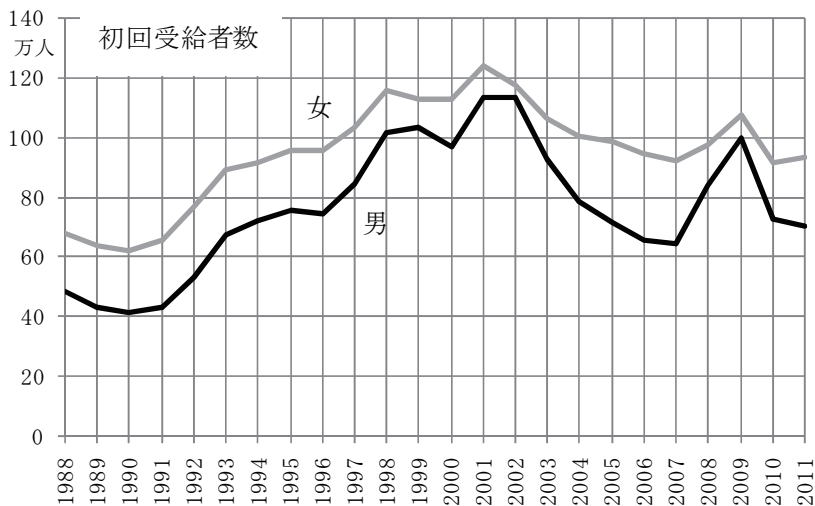
(2) 性別、受給資格の種類別

2001年度から受給資格が「特定受給資格」、「特定以外」の2種類に、さらに2009年度から特定以外から「特定理由」が分離した。特定受給資格者は、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者で、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者が特定以外である。このうち、有期労働契約が希望したにもかかわらず更新されなかったこと等による離職者が特定理由である。特定受給資格と特定理由は、特定以外に比べて、所定給付日数が多い。

(性別…女性の方が多い。)

初回受給者数は、2011年度は年間164万人で、男女の内訳は男性71万人、女性94万人と、女性の方が多い。男女別の推移は図1-21のとおりで、女性の方が一貫して多い、また、年度による変動は男性の方が大きいこともわかる。

【図1-21】初回受給者数 男女別

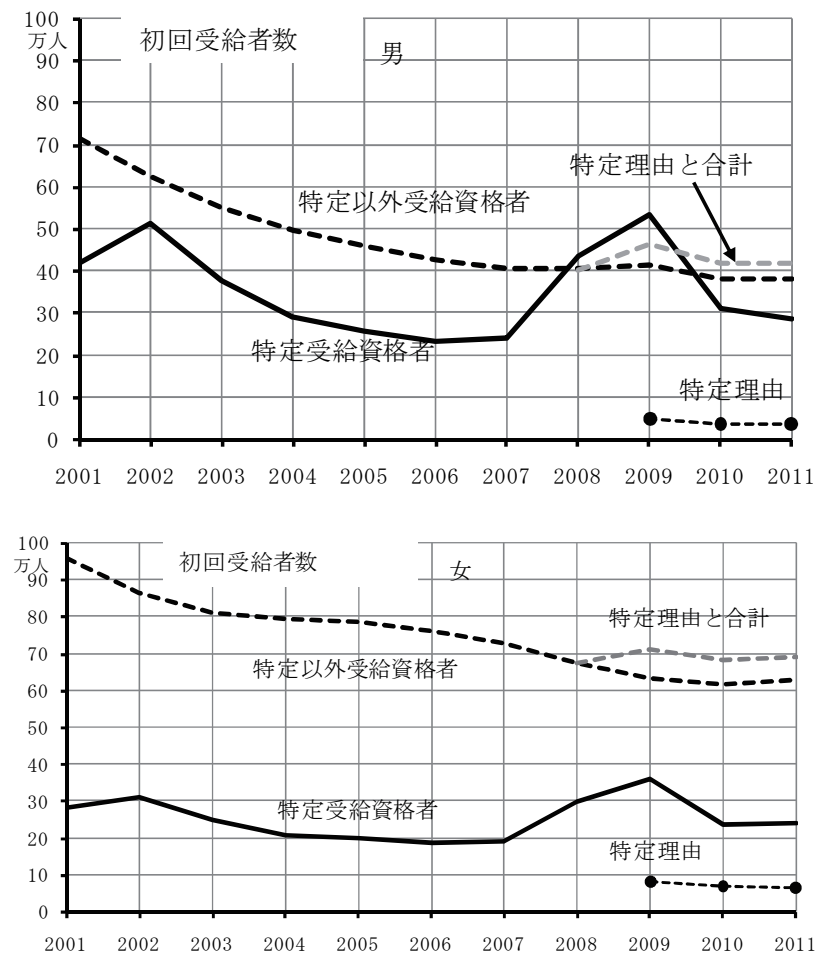


(受給資格の種類別にみると……特定以外の受給者の減少)

次に、男女それぞれについて、受給資格の種類別に、初回受給者数の推移をみる。図1-22のとおりである。次の3点がわかる。

第一に、男女で、特定受給資格者数と特定以外の数の関係が違うことである。女性の方が、特定以外が特定受給資格者に比べて多い。2011年度でみて男性は71万人の初回受給者のうち41%の29万人が特定受給資格者、42万人が特定以外（特定理由を含む）であるが、女性は94万人中26%の24万人が特定受給資格者、69万人が特定以外である。

【図 1-22】 初回受給者数 受給資格の種類別



第二に、特定受給資格者でみれば、男女とも、2002年度と2009年度にピークがあり、そのピークの水準がほぼ同じであることである。前者はいわゆる IT バブル崩壊といわれる景気後退局面、後者はリーマンショック後の景気後退局面に対応する。

第三に、特定以外の受給資格者数が、男女とも、特に女性で減少していることである。男女とも統計のある最初の年度である 2001 年度の水準から徐々に減少し、2008 年度を底に、2009 年度に若干増加があるものの、その後は概ね横這いとなっている。初回受給者数は、2001 年度に 238 万人あったのが、2011 年度は 164 万人と、73 万人少ない水準にあるが、これは、もっぱら特定以外の受給者がある間、168 万人から 111 万人(特定理由を含む)に、56 万人減ったことによる。

(初回受給者数の水準の違い)

初回受給者数はリーマンショック後の 2009 年度は 207 万人であったのに対し、IT バブル崩壊後の 2001 年度、2002 年度は 230 万人を超える水準にあった (2001 年度 238 万人、2002 年度 231 万人)。実質 GDP は、2001 年度と 2002 年度はそれぞれ 0.4%減、1.1%増であるのに対し、2009 年度は 2.1%減、その前の 2008 年度は 3.7%減であったから、GDP でみる限り、経済情勢は 2009 年度の方が悪い。にも関わらず、初回受給者数でみると、2009 年度の方が少ない。

第1章

この違いは、もっぱら特定以外の受給資格者の数による。特定受給資格者でみれば、2001年度70万人（2002年度82万人）、2009年度90万人であるから、2009年度の方がかえって多い。特定以外でみれば2001年度168万人、2009年度118万人¹⁷で、2009年度の方が50万人ほど少ない。差し引き30万人ほど¹⁸、初回受給者数は2009年度の方が2001年度より少ない。

（特定以外の初回受給者数が減った年齢…女性29歳以下）

特定以外の初回受給者数が2000年代、減ったわけであるが、性別、年齢別にみて、どの層で減ったのであろうか。各年度の数字を男女別、年齢階級別にみたものが表1-3である。2009年度以降は、特定理由の者を含む。

【表1-3】受給資格が特定受給資格以外の初回受給者数 単位：人

年度	年齢計	29歳以下	30～44歳	45～59歳	60～64歳
男性					
2001	715,525	166,971	162,362	186,683	199,509
2002	623,798	146,436	145,717	147,838	183,807
2003	551,176	131,915	139,160	134,360	145,741
2004	495,110	120,766	132,640	124,296	117,408
2005	459,452	113,924	132,182	118,704	94,642
2006	424,040	105,215	127,736	114,263	76,826
2007	404,866	93,844	119,470	104,690	86,862
2008	403,486	86,002	119,441	98,908	99,135
2009	463,169	95,851	137,960	113,148	116,210
2010	418,251	83,801	124,987	102,981	106,482
2011	418,035	82,408	129,484	102,351	103,792
2001～2009 の増減	△ 252,356	△ 71,120	△ 24,402	△ 73,535	△ 83,299
2001～2011 の増減	△ 297,490	△ 84,563	△ 32,878	△ 84,332	△ 95,717
女性					
2001	959,487	415,565	246,443	198,858	98,621
2002	864,699	379,369	239,448	160,989	84,893
2003	811,677	330,407	239,601	160,475	81,194
2004	792,621	308,686	249,916	160,160	73,859
2005	783,624	297,328	265,234	159,831	61,231
2006	759,593	275,320	269,787	160,898	53,588
2007	727,997	253,202	262,646	152,514	59,635
2008	674,241	222,637	247,102	139,182	65,320
2009	713,158	224,169	269,943	146,192	72,854
2010	682,522	206,249	255,112	145,316	75,845
2011	692,091	199,452	263,313	149,886	79,440
2001～2009 の増減	△ 246,329	△ 191,396	23,500	△ 52,666	△ 25,767
2001～2011 の増減	△ 267,396	△ 216,113	16,870	△ 48,972	△ 19,181

表には、男女それぞれ、2009年度の2001年度に対する増減数を表示してある。2001年度か

¹⁷特定理由による受給者も含む。

¹⁸万人未満を四捨五入しているので、端数が合わない。

ら2009年度にかけて減少した特定以外の受給資格者50万人のうち19万人が女性29歳以下によるものであることがわかる。先に、女性25～29歳の被保険者数と5年後の30～34歳の被保険者数について、2000年代に入ると、それまでみられた減少が見られなくなったと述べた。このことと、この年齢層の初回受給者数の減少とは整合する動きである¹⁹。

その他、男性の60～64歳層の8万人減、45～59歳層の7万人減も比較的減少幅が大きい。

(補足) 29歳以下の女性の初回受給者数の減少は、そもそも当該年齢層の被保険者数が減っていたならばそのためかもしれない。また、被保険資格を喪失する者が減っていればそのためかもしれない。初回受給者数は、

$$\text{初回受給者数} = \text{一般被保険者数} \times \frac{\text{資格喪失者数}}{\text{一般被保険者数}} \times \frac{\text{初回受給者数}}{\text{資格喪失者数}}$$

であるから、その増減を、一般被保険者数、資格喪失率(資格喪失者数÷一般被保険者数)、資格喪失初回受給率の増減に分解してみる。資格喪失のデータが受給資格の種類別がないので、初回受給者数を受給資格計でみることにする。

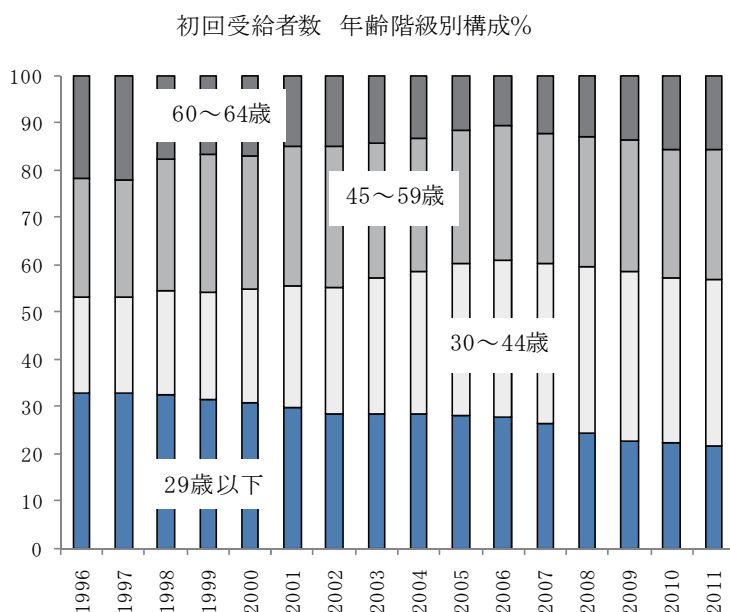
29歳以下の女性の初回受給者数は、2001年度の47万人に対し、2009年度は29万人と、人数で18万人減、率で38.2%減少した。この38.2%の減少を分解する。

一般被保険者数も同じ間、404万人から366万人に、資格喪失者数は137万人から106万人に、それぞれ減っている。減り方は、資格喪失者数の方が大きく、資格喪失率は34.0%から29.0%に低下した。また、資格喪失者数の減少以上に、初回受給者数が減っており、資格喪失初回受給率は34.4%から27.5%に低下した。

上の式に従って、初回受給者数の減少率38.2%を分解すると、被保険者数の減による分、資格喪失率の低下による分、資格喪失初回受給率の低下による分がそれぞれ9.4ポイント、14.8ポイント、19.9ポイントとなる。

(3) 年齢構成 —30～44歳層の増加—

【図1-23】初回受給者数 年齢階級別構成



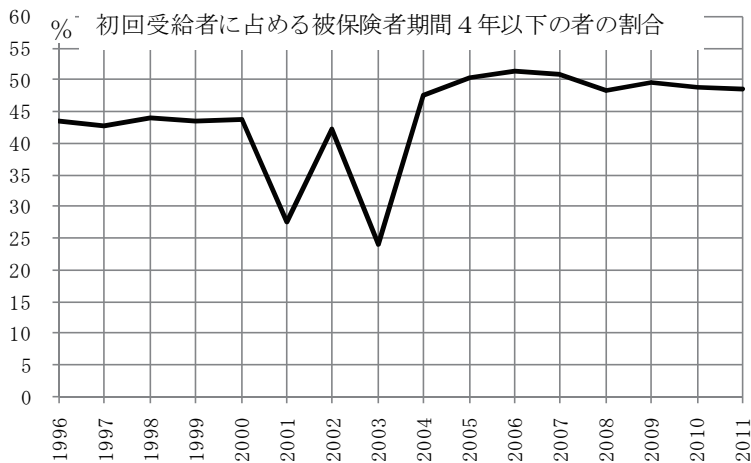
¹⁹資格取得者数と喪失者数が増加しているから、離職せずに継続就業しているばかりでなく、離職しても受給せず、すぐに再就職する動きもあると思われる。

初回受給者数の年齢構成をみると（図 1-23）、先にみたように 29 歳以下層の減少から、29 歳以下層の割合が低下し、かわって 30～44 歳層の割合が、特に 2000 年代前半に高まった。また、2007 年度以降は 60～64 歳層の割合も上昇している。

(4) 被保険者期間 —被保険者期間 4 年以下の割合が上にシフト—

被保険者期間別初回受給者構成をみると、被保険者期間が 4 年以下の者が 2011 年度は初回受給者 164 万人中 80 万人で、48.5%と約半分を占める。被保険者期間が 4 年以下の割合の推移をみると図 1-24 のとおりで、2004 年度以降は 2000 年度前と比べて、被保険者期間が 4 年以下の割合がおおよそ 5%ポイント程度、高まっている。

【図 1-24】 初回受給者数 被保険者期間 4 年以下の者の割合



7 被保険者資格喪失から受給に至る流れ

(1) 受給に至る流れ

一般被保険者が離職その他の理由で被保険者資格を喪失してから基本手当を初めて受給する間には、離職票交付、離職票提出、受給資格決定、待期、受給制限（自己都合退職などの場合）、初回受給という流れがある。

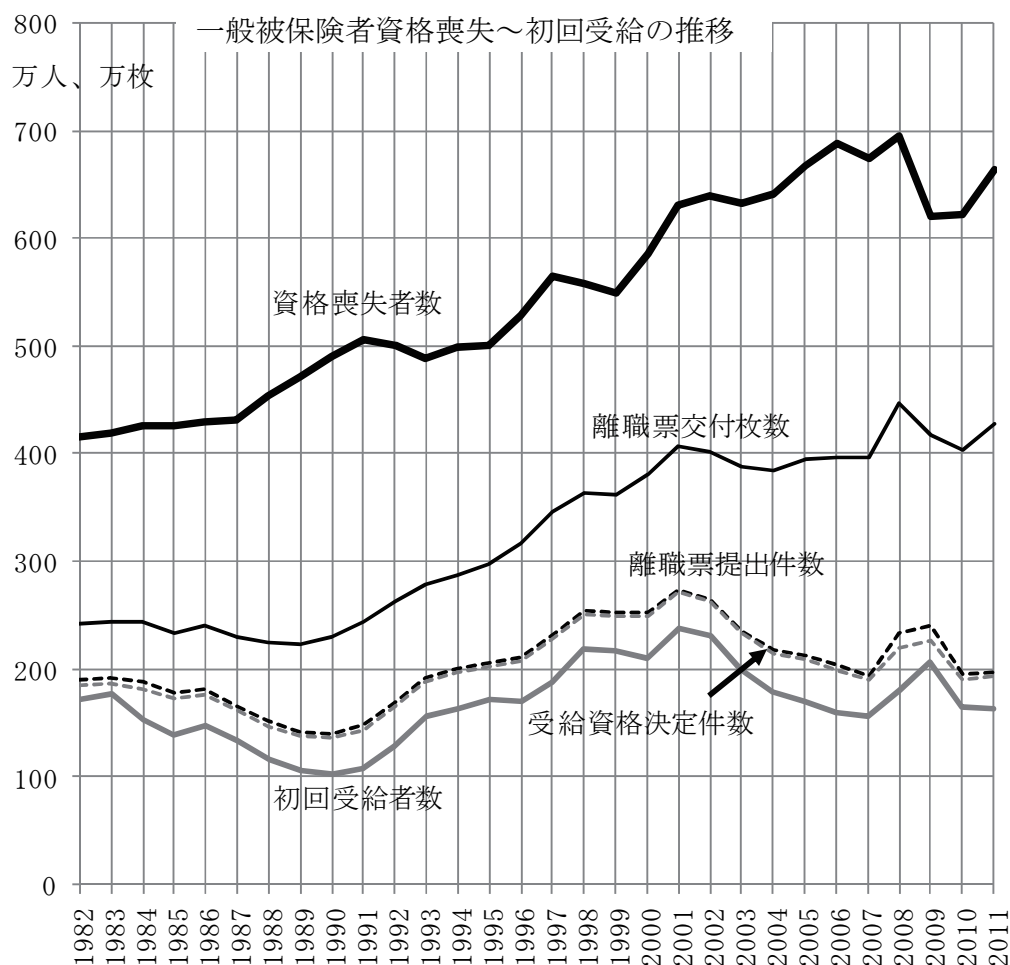
事業主はその雇用する労働者に関し、離職その他の理由で適用事業に係る被保険者でなくなったときは、公共職業安定所に「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出する。離職の場合には、離職した本人から後述の離職票の交付を希望しない旨の申出がない限り、賃金支払状況など記載した「雇用保険被保険者離職証明書」を添付する。提出を受けた公共職業安定所は、離職票の交付を希望しない場合を除き離職票（「雇用保険被保険者離職票」）を、事業主を通じて交付する。基本手当の支給を受けようという離職者は、公共職業安定所で求職の申込みをした上で離職票を提出し、受給資格の決定を受ける。受給資格の決定とは、離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上（離職の事由によっては 6 か月）あるなどの要件を満たす場合

に、基本手当の支給を受けることができる資格を有する者であると、公共職業安定所が行う認定である。受給資格の決定を受けた離職者は、指定された失業の認定日に公共職業安定所に向き、当該認定に係る期間における「失業している日」の認定を受け、認定を受けた日数分（ただし、累計が所定給付日数を超えない範囲で）の基本手当の支給を受けることとなる。なお、最初の7日間の失業している日については支給されない（待期）。また、自己都合で退職した場合などは、待期満了後3か月間は基本手当は支給されないという給付制限がある。

業務統計としては、既述の資格喪失者数と初回受給者数に加え、離職票交付枚数、離職票提出件数、受給資格決定件数がある。2011年度は、資格喪失者数664万人、離職票交付枚数428万枚、離職票提出件数198万件、受給資格決定件数193万件、初回受給者数164万人であった。

これらの推移をみると、図25のとおりである。資格喪失から初回受給に至るまで、段階を踏むたびに数が少なくなる。

【図1-25】資格喪失から初回受給に至る各段階



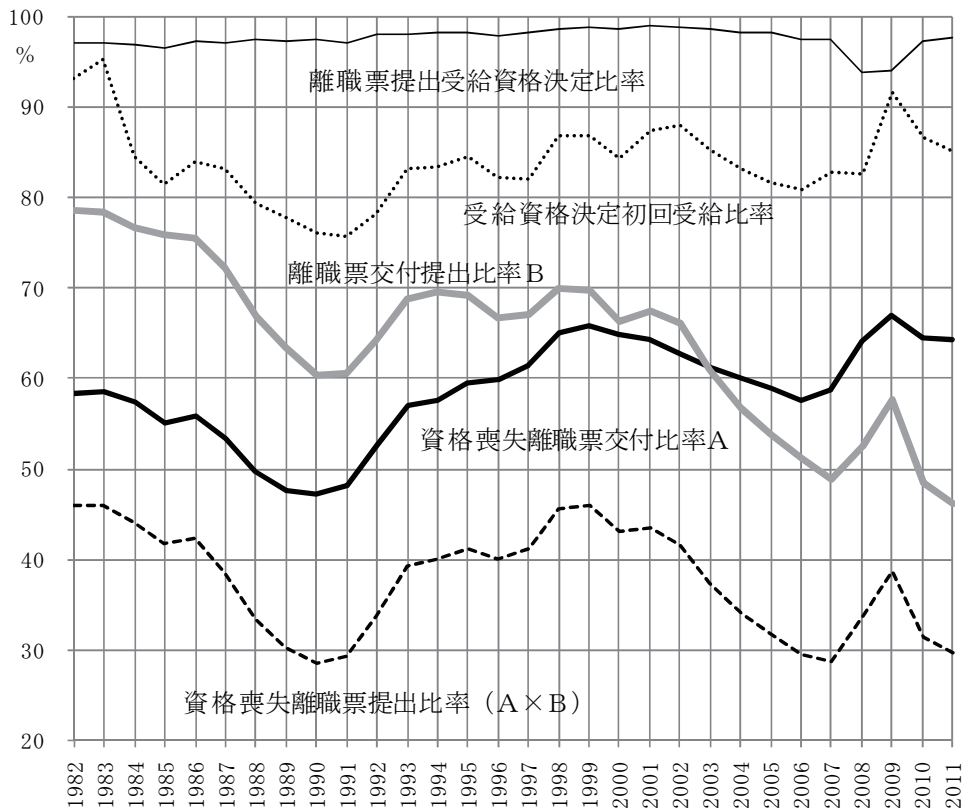
(一つ前の段階に対する比率)

そこで、一つ前の段階に対する比率をとってみる²⁰。

		2011年度
資格喪失離職票交付比率＝離職票交付枚数÷資格喪失者数	A	64.4%
離職票交付提出比率＝離職票提出件数÷離職票交付枚数	B	46.2%
離職票提出受給資格決定比率＝受給資格決定件数÷離職票提出件数		97.6%
受給資格決定初期受給比率＝初回受給者数÷受給資格決定件数		85.1%

A×Bは、資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率（2011年度 29.8%）となる。
これらの比率の推移をみると、次の図 1-26 のとおりである。

【図 1-26】 資格喪失から初回受給に至る各段階 前の段階に対する比率



図中の中ほどにある資格喪失離職票交付比率A（黒い太線）、離職票交付提出比率B（灰色の太線）は共に同じように変動しているが、長期的にはやや異なっているように思われる。

しかし、AとBを掛け合わせると、資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率（一番下の太い点線）となるが、これはおおむね 30%から 45%の間を変動している。資格を喪失した者の

²⁰同じ年度の資格喪失者数、離職票交付枚数、離職票提出件数等で比をとっている。資格喪失者数に計上された資格喪失に係る離職票交付、離職票提出等の数で比をとっているわけではない。

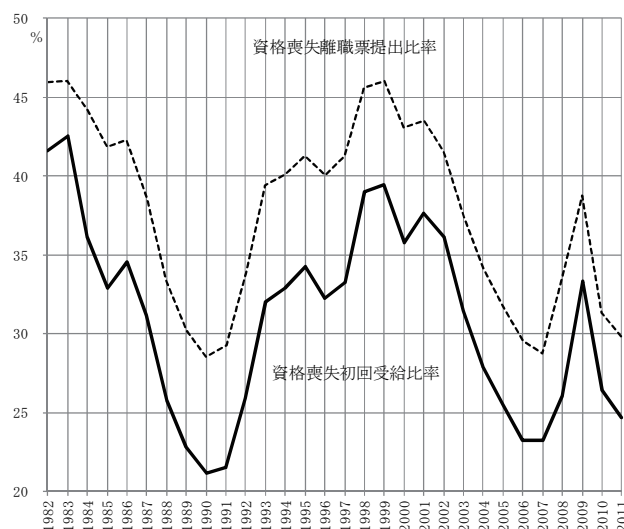
うち、基本手当の支給を受けようとして離職票を提出する者は、年度によって変動するが、およそ3割、4割程度であることになる。景気が上向いている1986年から1990年、2002年度から2007年度は低下し、景気が下降局面であった1992年度や1998年度の前後、2009年度などにおいては上昇している。景気が上向き、雇用失業情勢のよいときは、離職票の提出をせずに就職するケースが多く、景気下降局面は逆に考えると考えられる。

また、図の一番上の細線である離職票提出受給資格決定比率は、おおむね100%近くを推移している。離職票を提出した場合は、100%近くが受給資格の決定を受けることになる。

その下の線である受給資格決定初回受給比率は、75%から90%の間を変動している。受給資格の認定を受けても、全員が受給に至るわけではない。先の資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率と同様、景気が上向いている時期は低下し、景気が下降局面である時期は上昇している。雇用失業情勢のよいときは自発的離職が多く、3か月の受給制限中に就職する者が多いので、この初回受給に至る比率が低下し、雇用失業情勢が悪く、非自発的離職が多いときは受給制限のない者が多く、初回受給に至る比率が上昇するものと思われる。

(補足) 資格喪失離職票提出比率のリーマンショック後の2009年度の水準が、2000年前後の頃に比べて低いことについて

資格喪失者数に対する離職票提出件数の比率の推移は、資格喪失者数に対する初回受給者数の比率(資格喪失初回受給比率)の推移とほぼ並行である(右図)。離職票を提出した場合は、ほぼ全数が受給資格の決定に至り、多少の変動はあるものの、多くは初回受給に至るからである。2009年度の資格喪失離職票提出比率が、2000年前後に比べて低いのは、初回受給者数がそうであるのと同じ事情によると思われる。2009年度の初回受給者数が2000年前後に比べて少ないことについては、先に細かくみたところである。



(2) 資格喪失者数と離職票提出件数の差

年間の資格喪失者数は図1-25のとおり、このところ例年600万人を超える。これに対し、離職票の提出件数は例年200万件程度の水準で、資格喪失者数の3~4割の水準である。この差は何によるのであろうか。雇用保険の被保険者の中には、雇用保険が失業中の生活のセーフティネットの機能が期待されていないため、離職後、給付を受ける意思のない者が多数存在するのであろうか。この項では、受給に至る各段階相互の関係をより詳しくみてみる。

(資格喪失原因別資格喪失者数、離職以外の資格喪失)

被保険者資格の喪失は、事業主との雇用関係が終了する離職以外に、出向などによっても生じる。2011年度の一般被保険者の資格喪失者664万人を資格喪失原因別にみると(表1-4)、「①

第1章

在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由」30万、「②任意、契約期間満了等」568万、「③解雇、勧奨退職等」65万、「④その他」2万である。

離職による資格喪失は、2011年度は635万人であったと考えられる。

【表1-4】一般被保険者資格喪失者数、離職票交付枚数（2011年度）

被保険者期間	被保険者資格喪失者数					離職票 交付枚数	交付枚数 ÷ 喪失者数
	計	死亡、在 籍出向等 離職以外 の理由	任意、契約 期間満了等	解雇、勧 奨退職等	その他		
計	6,644,052	298,282	5,677,479	647,527	20,764	4,277,847	64.4%
1か月未満	126,671	2,572	120,338	3,710	51	31,709	25.0%
1か月以上2か月未満	218,964	3,543	209,731	5,639	51	76,831	35.1%
2か月以上3か月未満	217,930	3,845	206,565	7,467	53	93,885	43.1%
3か月以上4か月未満	195,326	3,897	183,645	7,730	54	92,563	47.4%
4か月以上5か月未満	169,189	3,265	158,907	6,966	51	83,340	49.3%
5か月以上6か月未満	155,802	3,282	145,869	6,563	88	82,233	52.8%
6か月以上7か月未満	168,785	5,965	151,225	11,262	333	97,609	57.8%
7か月以上8か月未満	131,612	2,911	119,099	9,374	228	77,263	58.7%
8か月以上9か月未満	124,727	2,849	112,861	8,738	279	75,394	60.4%
9か月以上10か月未満	119,557	3,079	107,680	8,533	265	73,370	61.4%
10か月以上11か月未満	115,941	2,786	104,674	8,217	264	70,539	60.8%
11か月以上1年未満	120,706	2,961	109,201	7,872	672	75,098	62.2%
1年以上2年未満	1,043,230	31,097	925,899	83,524	2,710	692,307	66.4%
2年以上3年未満	624,924	22,815	546,785	53,485	1,839	428,979	68.6%
3年以上4年未満	500,283	20,233	431,285	47,251	1,514	359,893	71.9%
4年以上5年未満	391,519	16,807	332,999	40,304	1,409	283,892	72.5%
5年以上10年未満	1,047,270	53,553	864,049	125,257	4,411	754,861	72.1%
10年以上20年未満	589,278	47,789	437,805	99,942	3,742	420,449	71.3%
20年以上	582,338	65,033	408,862	105,693	2,750	407,632	70.0%

（受給資格要件を満たすと思われる者）

表1-4は、被保険者期間別となっている。離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上あること、ただし倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職の場合は離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あることが、受給資格の必要条件である。そこで、資格喪失原因が「③解雇、勧奨退職等」の場合は被保険者期間6月以上の資格喪失が、「②任意、契約期間満了等」と「④その他」の場合は被保険者期間1年以上の資格喪失が、それぞれ受給資格要件を満たす資格喪失者と考え²¹。表において網かけをした部分である。これに該当する資格喪失者数を合計すると458万人となる。離職を理由とする資格喪失者635万のうち、受給資格を得ることのできる者は458万人で、残り177万人は、被保険者期間が短いために受給資格を得られない者と推計される。

なお、表1-4の右端の蘭に、資格喪失者数に対する離職票交付枚数の比率が被保険者期間別

²¹有期契約の労働者で、希望したにもかかわらず更新されなかった等による（特定理由）離職の場合も、資格要件は6か月であるから、原因が②の資格喪失の中には被保険者期間6か月以上を要件とするものが含まれ、ここで求めた受給資格要件を満たすと思われる数は過小の可能性がある。

にある。これをみると、被保険者期間5か月以上6か月未満の比率と6か月以上7か月未満の比率の差、被保険者期間11か月以上1年未満と1年以上2年未満の比率の差が、それぞれ5%ポイント、4.2%ポイントと断層が大きい。基本手当の受給に必要な期間は、離職理由に依るが、6か月又は12か月である。被保険者はこの必要とされる期間を意識した行動を取っていることがうかがえる。

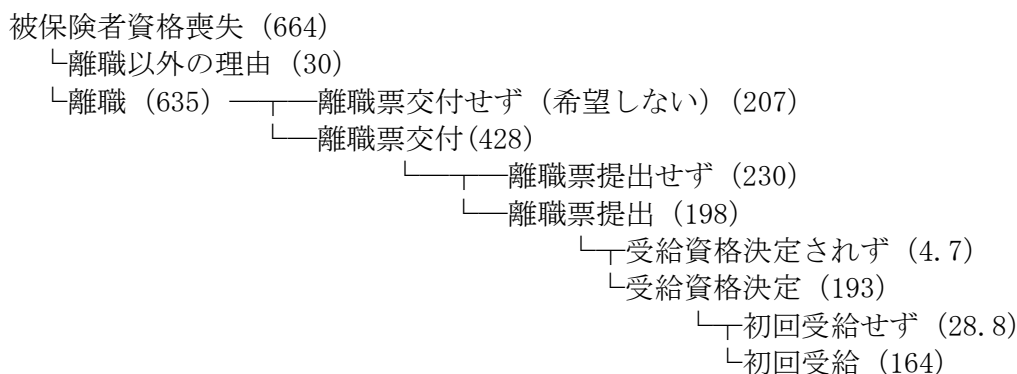
（離職票の交付を受けない者）

この被保険者資格喪失届には、被保険者でなくなった者の離職票交付の希望の有無をチェックする欄があり、ここが「無」でない限り、離職票の交付がなされる。2011年度の交付枚数は428万であった。差の237万人は希望しなかった者ということになる²²。「①在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由」の30万人は希望しないとして差し支えないであろうから、離職したにもかかわらず希望しない者が207万人いたことになる。

（交付を受けた後）

2011年度は、離職票の交付を受けた後、基本手当の支給を受けようとして離職票を提出した件数が198万件、受給資格決定件数は193万件であった。このうち基本手当受給に至った者（初回受給者数）は164万人であった。

資格喪失からの流れを図示すると次のとおりである²³。



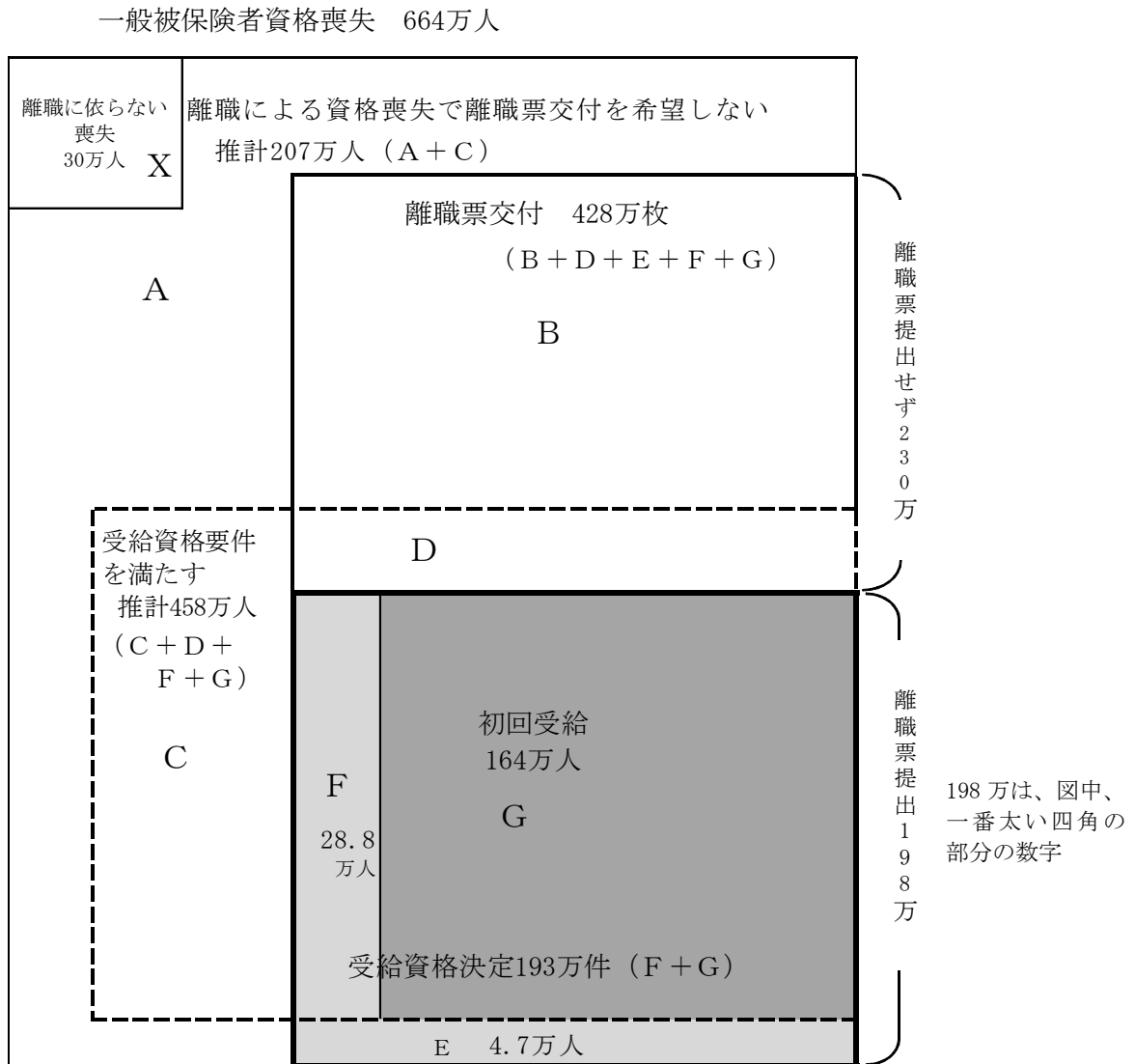
（各段階の相互関係）

また、受給資格要件を満たすと推計される資格喪失者458万人、離職票交付枚数428万、離職票提出件数、受給資格決定件数、初回受給などの相互の関係を図示すると、図1-27のとおりである。

²²統計は2011年度中にあった資格喪失届の件数、2011年度中の離職票交付枚数である。2011年度中にあった資格喪失届に対して交付した枚数というわけではない。しかし、ここではその差は捨象して考える。

²³数字は各項目の2011年度のもの（又はそれらの差）であって、一つ上の段階の内数ではない。

【図 1-27】 (数字は 2011 年度)



一番外側の大きな四角が資格喪失者全体664万人を表す。その中の大きく太線で囲った四角、点線で囲った四角がそれぞれ、離職票交付を受けた者 428 万人（交付枚数）と受給資格要件を満たす者推計 458 万人を表す。

図の中の四角のそれぞれにA～GとXを入れてある。

A：離職したが、受給資格要件を満たさず、交付を受けない者

B：交付を受けたが、被保険者期間が短いなどで受給資格を満たさない者

C：受給資格要件は満たすものの離職票の交付を受けない者。再就職の意思がないか、離職時点で再就職先が決まっている者、あるいは早期に再就職が見込めている者が考えられる²⁴。

²⁴受給資格を得ずに再就職すれば、将来、再び離職して基本手当の支給を受けるとき、基本手当の所定給付日数を決めるときの被保険者期間（算定基礎期間）に、それまでの被保険期間が通算される（ただし、再就職までの間が1年以内でなくてはならない）。

D：離職票の交付を受け、受給資格要件を満たしているが、基本手当の支給を受けようとせず、離職票を提出しない者。

E：離職票を提出したが、受給資格要件を満たさない者。

F：離職票を提出し、受給資格の決定を受けたが、受給に至らない者。自己都合で退職した場合などは、待期満了後、3か月間は基本手当の支給がない（給付制限）。その間で就職した場合などが該当する²⁵。

G：離職票を提出し、受給資格の決定を受け、受給に至った者。

8 就職促進給付（再就職手当）

就職促進給付は、常用就職支度手当、再就職手当、就業手当、移転費、広域求職活動費から成る。最初の三種類の給付が、就業促進手当と総称される。

常用就職支度手当は、障害者等が安定的な職業に再就職した場合であって、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに支給される一時金である。現行制度発足の1975年度当時から設けられていた。2011年度の支給人員と支給額はそれぞれ9,894人、10.5億円であった。

再就職手当は、安定した職業に就いた場合であって、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに支給される一時金である。1984年度に設けられた（8月施行）。2011年度の支給人員、支給額はそれぞれ359,848人、1,016億円であった。

就業手当は、2003年度に設けられた仕組である（施行は5月）。再就職手当の対象となる就職を除く場合で、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額（上限あり）が支給される。2011年度の月平均支給人員数と支給額はそれぞれ4,185人、21億円であった。

移転費と広域求職活動費は、2011年度における支給人員と支給金額は次のとおりで、他に比べれば僅少である。

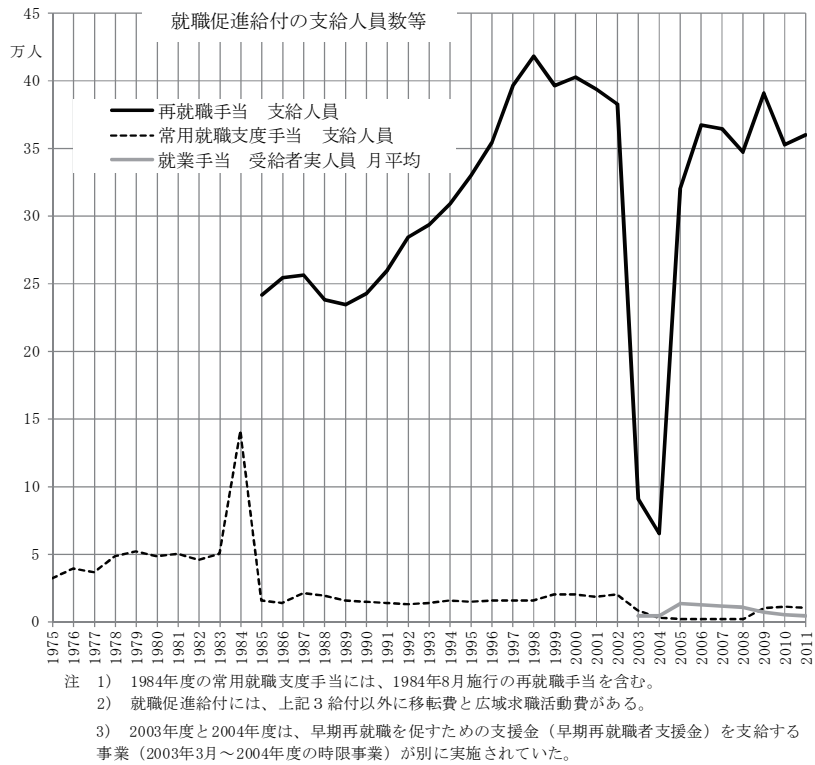
移転費 492人、59,778千円、広域求職活動費 166人、6,484千円

（推移）

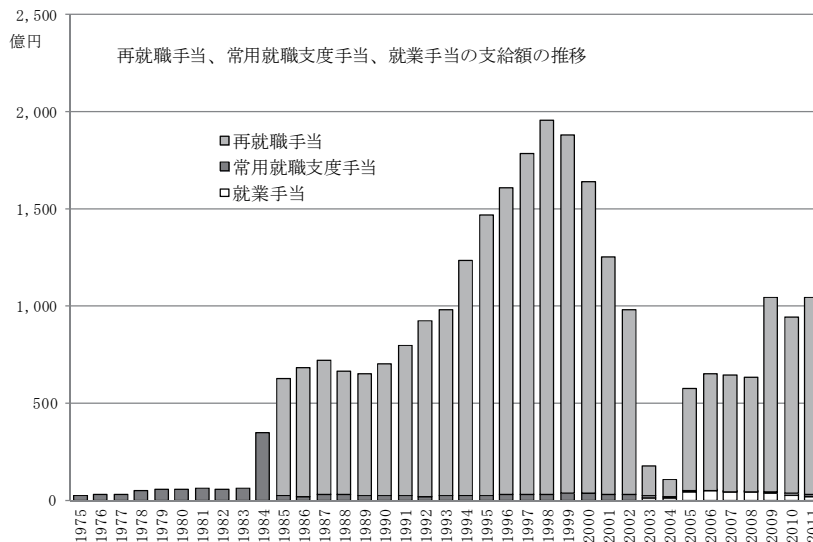
再就職手当、常用就職支度手当、就業手当の支給人員と支給額の推移は、それぞれ図1-28と図1-29のとおりである。再就職手当が、人数、額とも圧倒的である。再就職手当と就業手当はそれぞれ1984年度（8月施行）、2003年度（5月施行）に設けられた給付である。2003年度と2004年度は、早期再就職を促すための支援金（早期再就職者支援金）を支給する事業（2003年3月～2004年度の時限事業）が別に実施されていたことから、再就職手当の額が他の年度に比べて少なくなっている。

²⁵ 受給せずに就職する、或いは残日数が所定よりも多く就職すると、通常、就職促進給付の支給を受ける。

【図1-28】 就職促進給付の推移 支給人員



【図1-29】 就職促進給付の推移 支給額

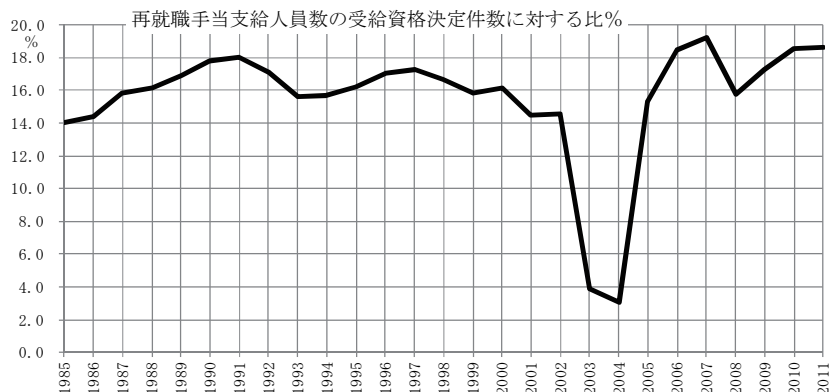


（再就職手当の支給を受ける割合）

支給資格の決定を受けた者のうち、再就職手当の支給を受ける者はどれくらいであろうか。初回支給前に就職し、再就職手当の支給を受ける者もいるので、支給資格決定件数に対する比

率²⁶を考えることになる。その推移をみたものが、図1-30である。

【図1-30】再就職手当支給人員数の受給資格決定件数に対する比



早期再就職者支援金事業が行われた2003年度と2004年度を除き、おおむね16%前後で推移している。詳しくみると、経済情勢との相関もある程度認められる。経済情勢が悪く、再就職が困難な時期は支給人員が減ると考えられる。1990年までのいわゆるバブル景気の時期に上昇しており、その後の1993年度にかけた低下、1998年度、1999年度の低下、2008年度の低下などは、景気後退局面における低下と考えられる。

9 育児休業給付金

育児休業給付金は、雇用継続給付と呼ばれる一連の失業等給付の一つである。育児休業法²⁷に基づく育児休業制度が全ての事業者に対して適用された1995年度に、育児休業取得者に対する経済的援助制度として創設された。1歳（所定の要件を満たす場合は1歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間について所定の要件を満たす者が対象である。休業前賃金の50%相当額（賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は超える額を減額）が支給される。本給付金の創設時には、休業前賃金の25%相当額の支給（うち20%相当分が育児休業基本給付金として原則2か月ごとに支給され、職場復帰時に残りの5%相当分の合計が育児休業者職場復帰給付金として一時金で支給）であったが、2001年1月1日からは休業前賃金の40%相当額の支給（うち育児休業基本給付金30%、育児休業者職場復帰給付金10%）、2007年3月31日から2010年3月31日の期間においては休業前賃金の

²⁶特定の期間（例えば年度）に受給資格の決定を受けた者のうち再就職手当の支給を受けた者の割合を求めたいところであるが、同じ年度になされた受給資格決定件数と再就職手当の支給件数の比率である。

²⁷ 育児休業法（育児休業等に関する法律）は1991年5月8日に成立し、1992年4月1日に施行されているが、常用労働者30人以下の事業所については1995年3月31日まで適用猶予されていた。また、介護休業制度の法制化（努力義務化）等を内容とする改正法が1995年10月1日に施行され、名称が「育児休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、更に、1999年4月1日施行の介護休業制度等の義務化により、名称が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（略称「育児・介護休業法」）」となっている。

50%相当額の支給（うち育児休業給付金 30%、育児休業者職場復帰給付金 20%）であった。現行となったのは2010年4月1日以降であり、当分の間の措置とされている。

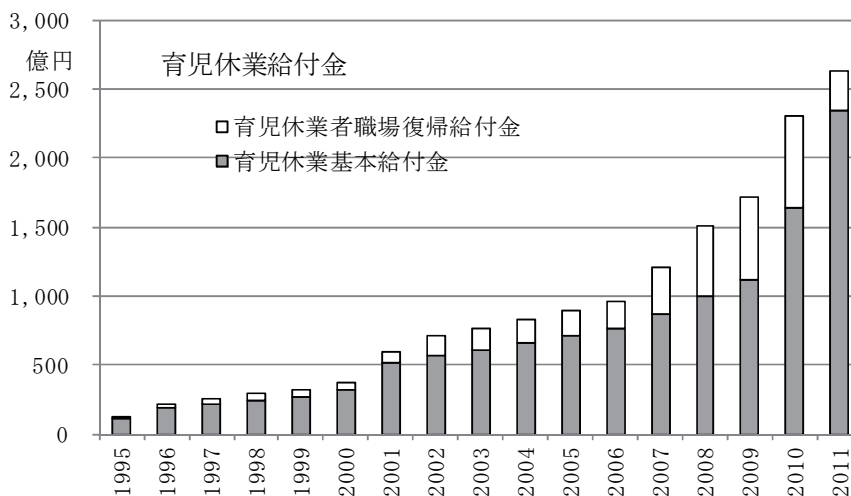
（支給額の推移…増加する支給額）

2011年度の育児休業給付金は2,632億円で、その推移を内訳とともにみると図1-31のとおりである。2007年に給付率を40%から50%に引き上げる改正があったが、支給額はこのところ、それ以上に増加しており、2006年度の1,000億円弱から5年後の2011年度には2,600億円を超えるまでに至っている。なお、育児休業者職場復帰給付金の額が2011年度に減っているのは、開始日が2010年4月1日以降の育児休業については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合され育児休業給付金となったが、図ではこの育児休業給付金を育児休業基本給付金の方に計上しているためである。

（受給者数の推移、出生数との比較）

受給者数は、2011年度、初回受給者数が224,834人、受給者数が1,050,472人であった。支給は、原則として2か月に一度、2か月分である。支給対象月数の延数に相当する受給者実人員は2,114,645人（月、受給者数のおおむね2倍）であった。

【図1-31】 育児休業給付金支給額の推移



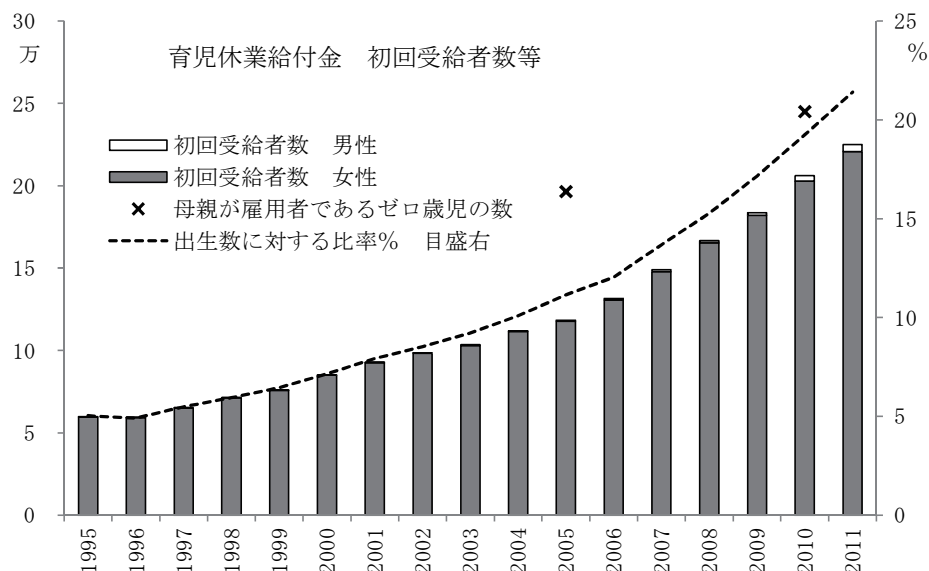
育児休業給付の初回受給者数の推移は図1-32のとおりである。一貫して増加を続けており、しかも最近の方が増加のピッチが速い。この5年間では、2006年度の13万人から2011年度は22万人と、10万人近く増加した。図の初回受給者数には、男女の内訳がある。男性の初回受給者数は増加を示しており、2006年度の978人から2011年度は4067人と、およそ4倍となった。

図にはさらに、厚生労働省「人口動態調査」による同じ年²⁸の出生数に対する初回受給者数の比率を点線で示してある。これも上昇している。この間、出生数は年間105～120万人であるか

²⁸出生数は暦年の数字である。

ら、育児休業給付の対象となるような継続就業をする者の増加がうかがえる。

【図1-32】育児休業給付金 初回受給者数等の推移



注 出生数は厚生労働省「人口動態調査」による暦年の統計。母親が雇用者であるゼロ歳児の数は総務省「国勢調査」による。

また、図には2005年と2010年の国勢調査による母親が雇用者であるゼロ歳児の数を×印でプロットした。2010年は244,937人で、2005年の196,459人から5万人近く、率にして25%の増加である。ゼロ歳児の母親で雇用者であっても、出産前から同一事業主に継続就業しているとは必ずしも限らないが、現状では、育児休業の初回受給者数の上限はこのあたりと思われる²⁹。

(もとより母親が雇用者で継続就業する者がどれくらいとなるか³⁰、また、男性の育児休業取得の動向³¹等が、今後の育児休業給付の動きを考える上でのポイントであろう³²)。2010年度の年

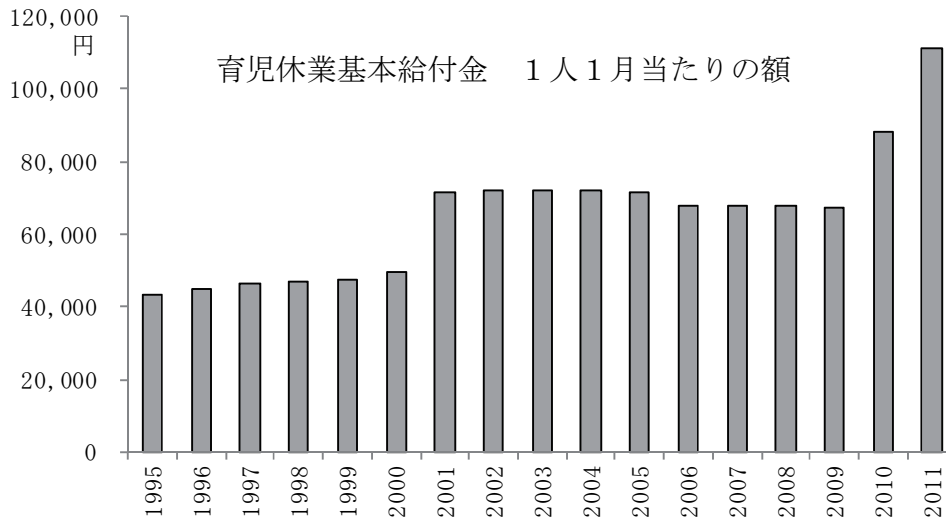
²⁹ 出産した女性労働者或いはその配偶者の全員が育児休業を取得しているわけではない。厚生労働省「2011年度雇用均等基本調査」によると、育児休業の取得割合は出産した女性労働者の87.8%、配偶者が出産した男性労働者の2.63%である(岩手、宮城及び福島の3県を除く数字)。

³⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2011年)により、第1子出産前後の妻の就業変化をみると、育休を利用した就業継続の割合は2000~2004年の14.8%から2005~2009年には17.1%に上昇している。また、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」(2012年)により、きょうだい数1人(本人のみ)の母の出産半年後の就業状況をみると、出産半年後も有職(育児休業中等の休業含む)の割合は、2001年の24.6%から2010年には36.6%に上昇している。

³¹ 育児休業給付の男性の初回受給者数が近年増加していることは図32のとおりであるが、これは男性の育児休業取得率の推移と概ね一致しており、育児休業を取得する男性労働者が、この間、急速に増加していることを示す。厚生労働省「雇用均等基本調査」によると、男性の育児休業取得率の推移は下図のとおりである(2011年度は岩手、宮城及び福島の3県を除く数字)。

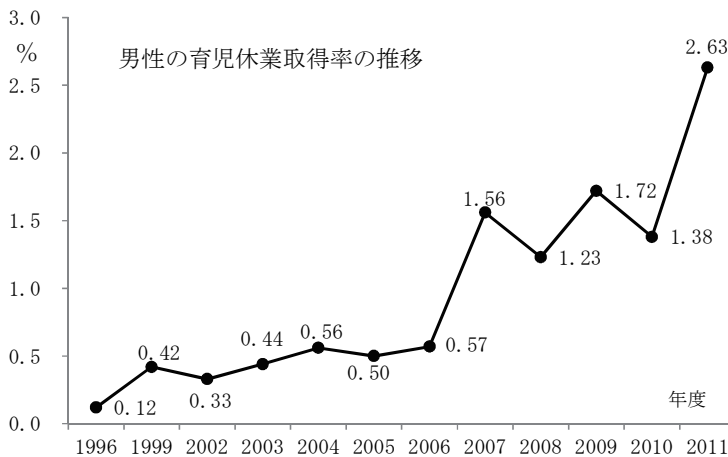
間初回受給者 206,036 人は、母親が雇用者であるゼロ歳児の数の 84% の水準である。母親が雇用者であるゼロ歳児の数が増加している中、育児休業給付の受給者はそれ以上に増加しているところである。

【図 1-33】 育児休業給付金 1 人 1 月当たり平均支給額



(1 人 1 月当たり平均支給額)

育児休業基本給付金の支給金額を受給者実人員（延べ支給対象月数）で除することで、1 人 1 月当たりの基本給付金の平均支給額を得る。推移は、上の図 1-33 のとおりである。2011 年度で 11.1 万円である。2010 年度、2011 年度と 2 段階で高くなっているのは、開始日が 2010 年 4 月 1 日以降の育児休業については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合され育児休業給付金となり、図では育児休業基本給付金に計上しているためである。2010 年 4 月 1 日



出所 厚生労働省「雇用均等基本調査」(2006年度以前「女性雇用管理基本調査」)

³²出生数は 2010 年で年間 107 万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計 (2012 年、中位推計) によると、2020 年 83.6 万人、2030 年 74.9 万人と、今後は減少の見込みである。

前に開始日のある育児休業に係る職場復帰給付金は、2011年度はまだ支給があるが、2012年度以降はほぼ現れないものと思われる。

なお、増加が目立つ年度として、ほかに2001年度があるが、2001年度は、給付率を25%から40%に引き上げる改正があった年度である。

10 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付も、雇用継続給付と呼ばれる一連の失業等給付の一つである。1995年度に創設された。基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する高年齢雇用継続基本給付金と、基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する高年齢再就職給付金の二つの給付金からなる。

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者について、60歳以後の各月の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）が支給される。

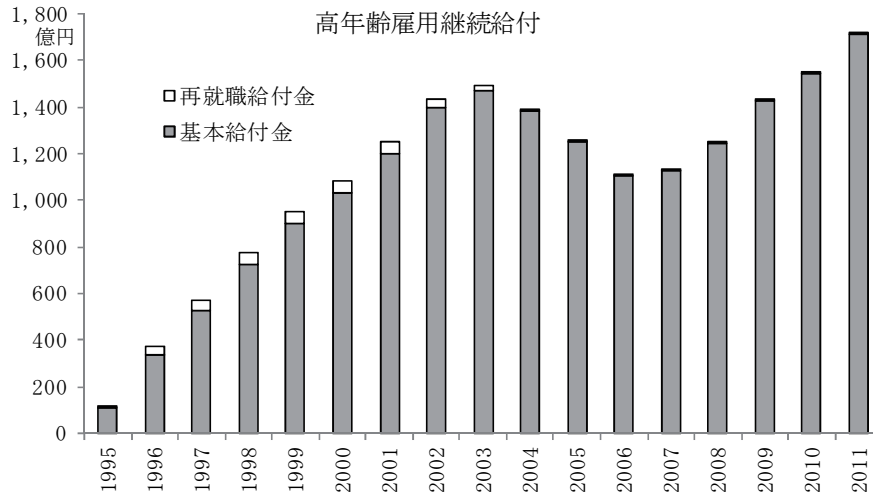
高年齢再就職給付金は、基本手当受給後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で、基本手当についての算定基礎期間が5年以上で基本手当の支給残日数が100日以上、かつ、安定した職業に就くことにより被保険者となった場合に、各月の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）が支給される。ただし、賃金との合計が月額344,209円（平成23年8月1日以降）を超える場合は、超える額が減額される。

（支給額の推移…増加する支給額）

2011年度の高年齢雇用継続給付の支給額は1,711億円で、うち基本給付金が1,710億円とほとんどを占める。これまでの推移は図1-34のとおりである。制度発足の1995年度以降、年々増加し2003年度には1,489億円に達した。

2003年度は、支給要件と支給水準の改定があった年度である。支給要件の一つである60歳時点の賃金額に対する比率の上限が、85%から現行の75%となり、また、基本的な給付率が25%から現行の15%となった。改定は、2003年5月1日以降に60歳に到達した被保険者について行われるので、影響は2003年度から徐々に現れてくる。支給額は2004年度から減少を示し、2006年度には1,105億円となった。その後、2007年度はほぼ横ばいで、2008年度からは再び増加を始め、2011年度は1,711億円となった。

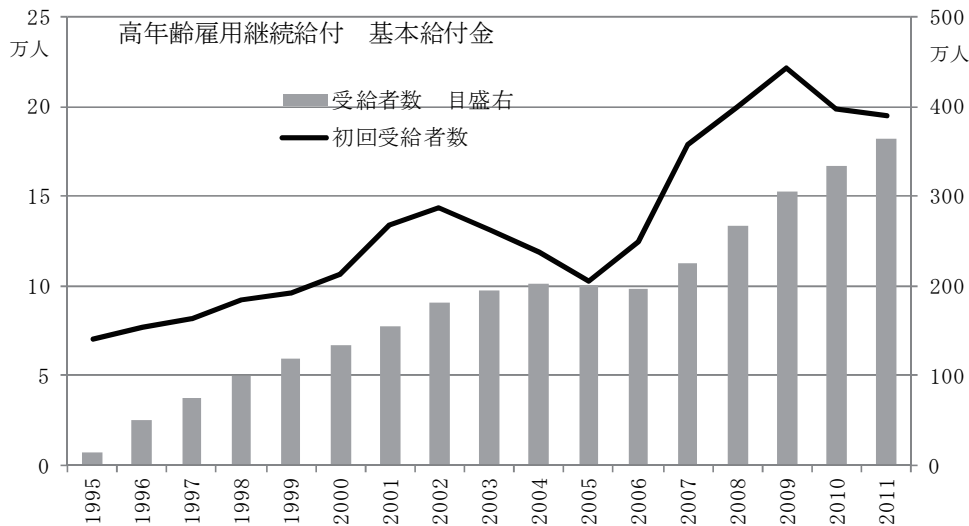
【図1-34】高年齢雇用継続給付 支給額の推移



(受給者数の推移)

基本給付金の初回受給者数と受給者数は、2011年度、それぞれ195,142人、3,645,339人であった。推移は図1-35のとおりである。

【図1-35】高年齢雇用継続給付基本給付金 初回受給者数、受給者数の推移



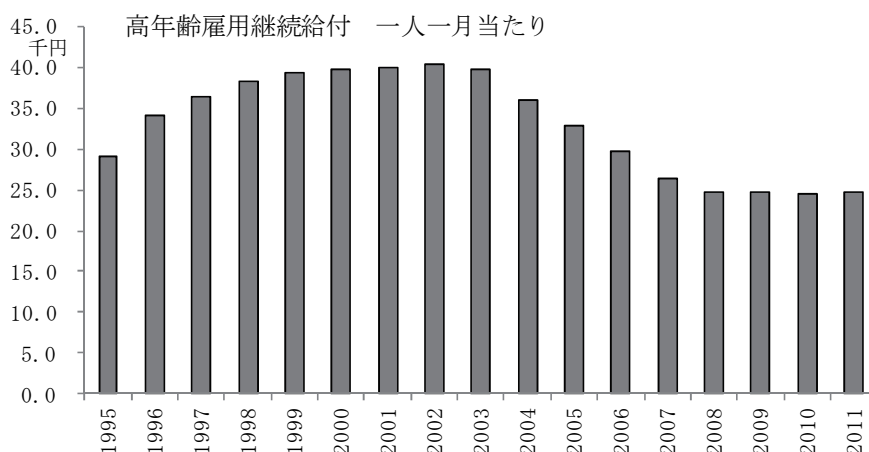
初回受給者数は支給額と同様、制度発足の1995年度から毎年増加し、2002年度には14万人に到達したが、支給要件に変更のあった2003年度から減少に転じ、2005年度に10万人となった。その後、再び増加に転じ、特に団塊の世代(1947~1949年度生まれ)が60歳に到達する2007年度は5万人余り増加し17万人となった。2008~2009年度も、さらに2万人ずつ増加し、2009年度は過去最高の22万人である。2010年度、2011年度は増加が止まり、20万人弱となっている。2010年度は1949年度生まれの者も61歳になる年度で、初回受給者数の増加が一段落した可能性はある。

なお、図の受給者数は、年間の受給延べ数に相当する。支給は原則として2か月に一度、2か月分である。支給対象月数の延数に相当する受給者実人員は6,909,537人（再就職給付金も含めると6,913,710人）であった。この受給者実人員は、各受給者は原則として2か月分の支給を受けるから、受給者数のおおむね2倍ということになる。

（1人1月当たりの平均支給額）

高齢雇用継続給付の支給額を受給者実人員で除することで、1人1月当たりの平均額を得ることができる。推移は図1-36のとおりで、給付率引き下げのあった2003年度から5年後の2008年度まで減少した後は、おおむね横ばいで推移しており、2011年度は24.7千円となっている。

【図1-36】 高齢雇用継続給付 1人1月当たりの平均支給額の推移



注 基本給付金と再就職給付金の計である。

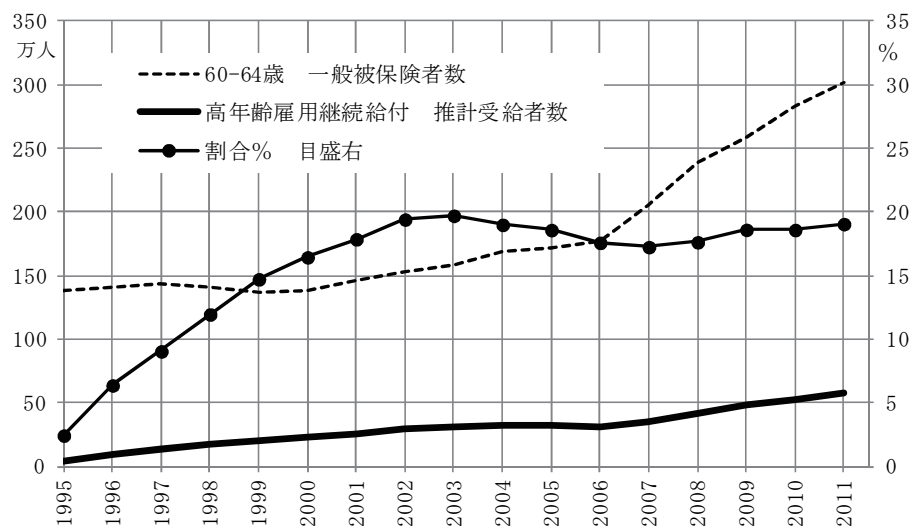
（受給者の60～64歳被保険者に占める割合）

高齢雇用継続給付の支給を受ける者の被保険者に占める割合をみってみる。以下は、基本給付金と再就職給付金の合計で考える。ただし、再就職給付金は僅少である。

図1-37は、高齢雇用継続給付の推計受給者数を太線で、60～64歳の一般被保険者数を点線で、そして前者の割合を●で示したものである。ここでいう高齢雇用継続給付の推計受給者数とは、受給者実人員（支給対象月数の延べ数）を12で割ったものである。60～64歳の一般被保険者数をみると、団塊の世代（1947～1949年度生まれ）が60歳に到達する2007年度から増加のペースを速めている。推計受給者数も同じように増加を示し始めた。ただし、一般被保険者数に対する比率は、2000年度以降、波はあるもののおおむね20%弱で推移している³³。

³³ 厚生年金保険の男性の場合、2001年度から特別支給の厚生年金保険の定額部分（いわゆる1階部分）の支給開始年齢が3年（生年でみた場合は2年）で1歳ずつ遅れていく（女性は5年遅れ）が、それと連動するようにはっきりとした動きは認められない。（生誕日が1941年4月2日から1943年4月1日に属する者は、報酬比例部分は60歳

【図1-37】高年齢雇用継続給付の推計受給者数と60～64歳の一般被保険者数の推移



から支給されるが、定額部分は61歳からとなる。1943年4月2日から1945年4月1日に属する者は、定額部分は62歳からとなる。このように支給開始年齢が引き上げられるため、2001年度から2003年度の間は60歳で定額部分を受ける者はいない。2004年度から2006年度の間は60～61歳で1階部分の年金を受ける者はいない（繰り上げ支給を選択した場合は除く。）。